

第7期 奈良市障害福祉計画

第3期 奈良市障害児福祉計画



令和6年3月 奈良市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制と経緯	4
5 計画の推進体制	4
第2章 奈良市における障害者の現状	7
1 奈良市の人口	8
2 障害のある人の状況	9
3 アンケート調査からみる現状	13
第3章 成果目標、サービス見込値等の実績	33
第1節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況	34
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	35
4 福祉施設からの一般就労への移行等	36
5 障害児支援の提供体制の整備等	37
6 相談支援体制の充実・強化等	37
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38
第2節 障害福祉サービス等の進捗状況	39
1 障害福祉サービスの利用実績	39
2 障害児支援等の利用実績等	42
3 地域生活支援事業の進捗状況	43
第4章 計画の成果目標(令和8年度末)	47
第1節 成果目標の設定の考え方	48
第2節 成果目標の設定	48
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
3 地域生活支援の充実	50
4 福祉施設から一般就労への移行等	51
5 障害児支援の提供体制の整備等	53

6 相談支援体制の充実・強化等	54
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	55
第5章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策	57
第1節 サービス見込値設定の考え方	58
第2節 訪問系サービス	58
1 居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	58
第3節 日中活動系サービス	61
1 生活介護	61
2 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)	62
3 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援(新)	63
4 療養介護	66
5 短期入所(ショートステイ)	67
6 特定障害福祉サービスにおける総量規制について	69
第4節 居住系サービス	69
1 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援	69
第5節 相談支援	71
1 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	71
第6章 障害児支援の見込み及び確保方策	75
第1節 サービス見込値設定の考え方	76
第2節 障害児通所支援・障害児相談支援等	76
1 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	76
2 障害児相談支援	78
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	79
4 特定障害児通所支援における総量規制について	80
第7章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策	81
第1節 サービス見込値設定の考え方	82
第2節 市町村必須事業	82
1 理解促進研修・啓発事業	82
2 自発的活動支援事業	82
3 相談支援事業	83
4 成年後見制度利用支援事業	84

5 成年後見制度法人後見支援事業	84
6 意思疎通支援事業	85
7 日常生活用具給付事業	86
8 手話奉仕員養成研修事業	88
9 移動支援事業	88
10 地域活動支援センター事業	89
第3節 その他の事業	90

《資料編》	91
奈良市障害者計画等策定委員会名簿	92
奈良市障害者計画等策定委員会規則	93
第7期奈良市障害福祉計画・第3期奈良市障害児福祉計画策定経緯	95
パブリックコメントの実施結果	96

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

奈良市では令和4年3月に「第4次奈良市障害者福祉基本計画」「第6期奈良市障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定し「一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合い暮らしていけるわたしたちのまちづくり」を基本理念に掲げ、各種施策を進めてきました。この「第7期奈良市障害福祉計画」及び「第3期奈良市障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を掲げています。

本計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、奈良県の動向や上位計画にあたる「奈良市総合計画」「第4次奈良市障害者福祉基本計画」の施策方向性を踏まえつつ、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の提供体制を確保することを目的としています。内容としては、令和8年度末を目標年度とする目標を設定し、支援の種類ごとに必要なサービスの見込値を確保するための方策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです。

本市においては、上位計画である「奈良市障害者福祉基本計画」を本市の障害者施策の基本理念を実現するための基本計画として位置づけ、「奈良市障害福祉計画」及び「奈良市障害児福祉計画」は、実施

計画として成果目標と障害福祉サービスの見込値について具体的な目標値等を定めています。

本計画では、現行計画である第6期・第2期計画(令和3年度から令和5年度)で設定したサービス見込値等についての実績や、今後予想される国の動向、社会状況、本市の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図るべく内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～6（略）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12（略）

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障

害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

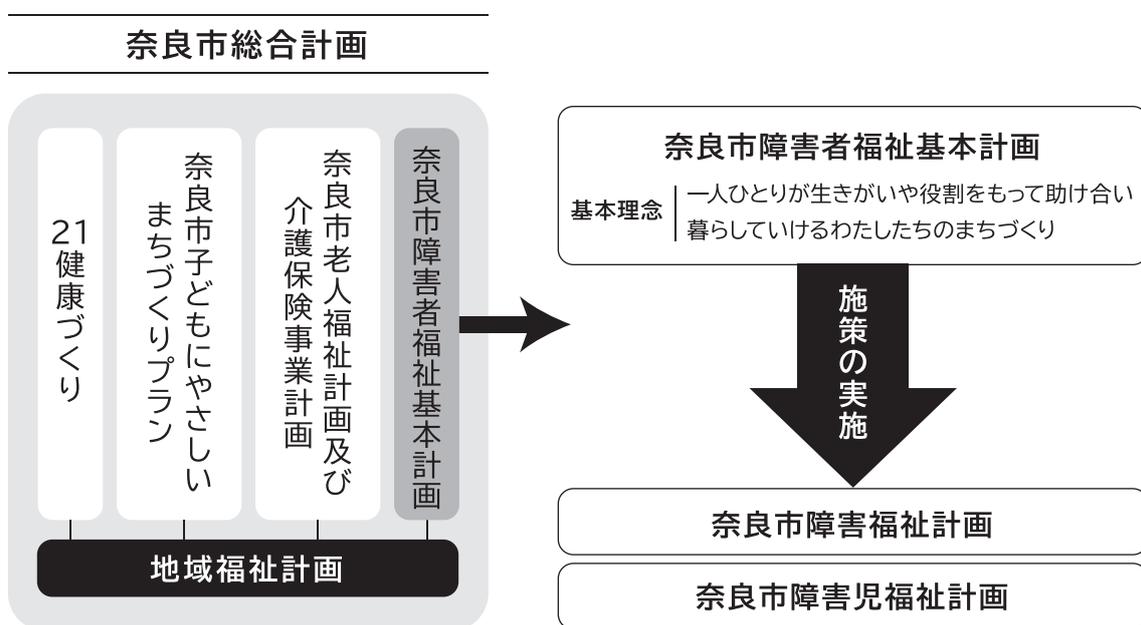
②～⑥（略）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②～⑫（略）

また、市政全般の基本施策を示す「奈良市総合計画」や「奈良市地域福祉計画」を上位計画とし「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」等、関連個別計画と整合を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、上位計画である第4次奈良市障害者福祉基

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度と、本計画と同じ終期となっています。

【計画の期間】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
奈良市障害者福祉基本計画	第3次計画			第4次計画					
奈良市障害福祉計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画			
奈良市障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画			

4 計画の策定体制と経緯

本計画は、「奈良市障害者計画等策定委員会規則」に基づき、学識経験者・社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者・その他市長が適当と認める者で構成される策定委員会で審議し、策定しました。

策定にあたっては、障害者の意向や障

害福祉サービスへのニーズを把握するため、手帳所持者等を対象としたアンケート調査及び、障害福祉サービス事業者へのアンケートを実施しました。また、広く市民からの意見を募るため、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進体制

(1) 連携・協力の確保

本市の障害者施策を推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。そのうえで本計画の推進には、市民の理解、奈良市地域自立支援協議会※をはじめ関係機関・関係者との連携・協

力、サービスを提供する事業所間の情報共有が必要不可欠です。そのため障害者福祉施策に関する情報提供、広報・啓発活動等、関係機関・関係者との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

※ 奈良市地域自立支援協議会とは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため設置した協議会です。障害者やその家族、学識経験者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、高齢者福祉関係者、保健・医療関係者、地域福祉関係者、教育関係者、就労支援関係者、行政関係機関等からなり、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な課題について話し合い解決を目指しています。

(2) 相談支援体制の確立

障害者やその家族が生活するうえで抱える悩みや不安に対して必要な支援ができるよう、またサービスを提供する事業

所側の相談にも適切に対応できるよう、重層的な相談支援体制の充実に努めていきます。

(3) 感染症まん延時の対応

強度行動障害者や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等のいわゆる重度障害者及びその家族については、新型コロナウイルス感染症などの感染症まん延時には日常生活・療養生活を送ることが非常に困難です。奈良市

地域自立支援協議会、また保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連携を図り支援体制を確保することで、緊急時に必要な支援が滞ることのないよう努めて参ります。

(4) 自然災害発生時の対応

自然災害に対しては、平時の備えと災害発生時の適切な対応が必要となります。昨今大規模な災害の発生がみられる中、事業所等との連携を強化し、福祉避難所の更なる確保や防災訓練等の定期的な実施に努めて参ります。

その家族の生活を支える上で欠かせないものであり、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命に支障をきたすおそれがあるため、事業所において業務継続計画（BCP）の作成が進められるよう働きかけて参ります。

また、障害福祉サービスは、障害者や

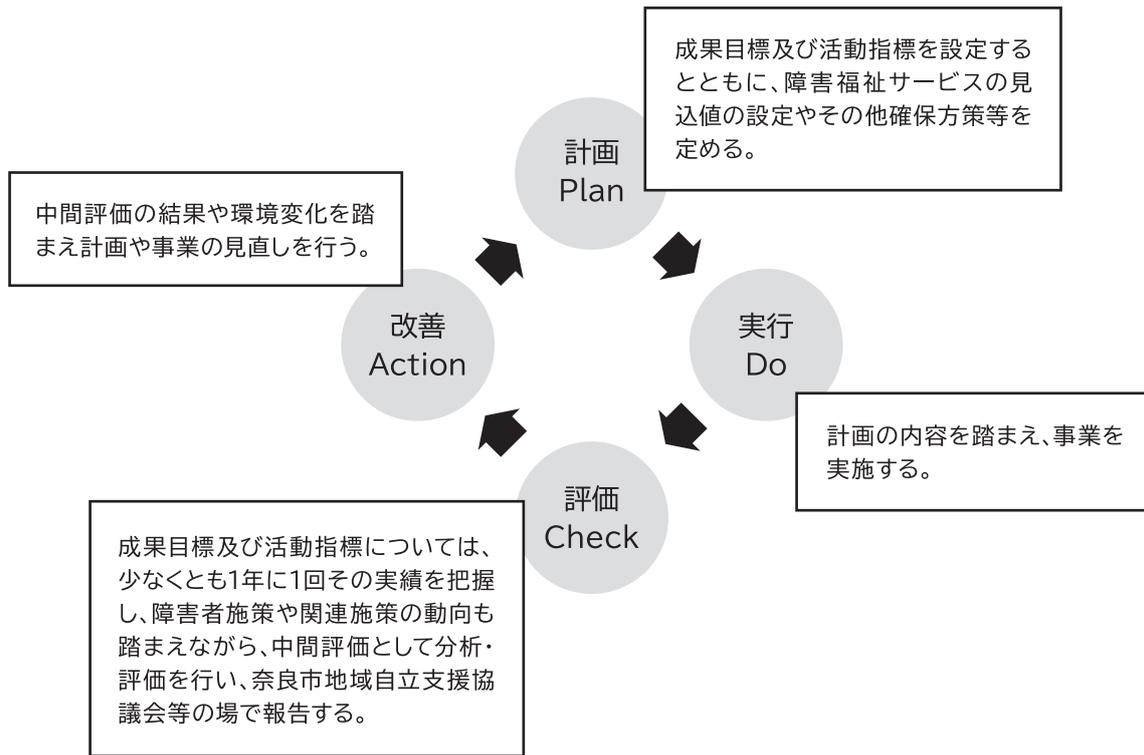
(5) 進捗状況の管理及び評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更する等その他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。本市においても、毎年度各施策の取組状況の報告を関係部署に

求めるなど、進捗状況の自己管理を行い、本計画の着実な実現に努めます。

また、奈良市地域自立支援協議会と連携し、定期的に計画の成果目標等の進捗管理を行い、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

【本計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



第 2 章

奈良市における障害者の現状

第2章 奈良市における障害者の現状

1 奈良市の人口

(1) 人口の動向

本市の総人口は、平成12年をピークに減少傾向が続いており、平成30(2018)年から令和5(2023)年の推移をみると358,155人から350,318人へと、

7,837人減少しています。人口は減少している一方で、世帯数は同期間で5,535世帯増加しています。

(単位：人)

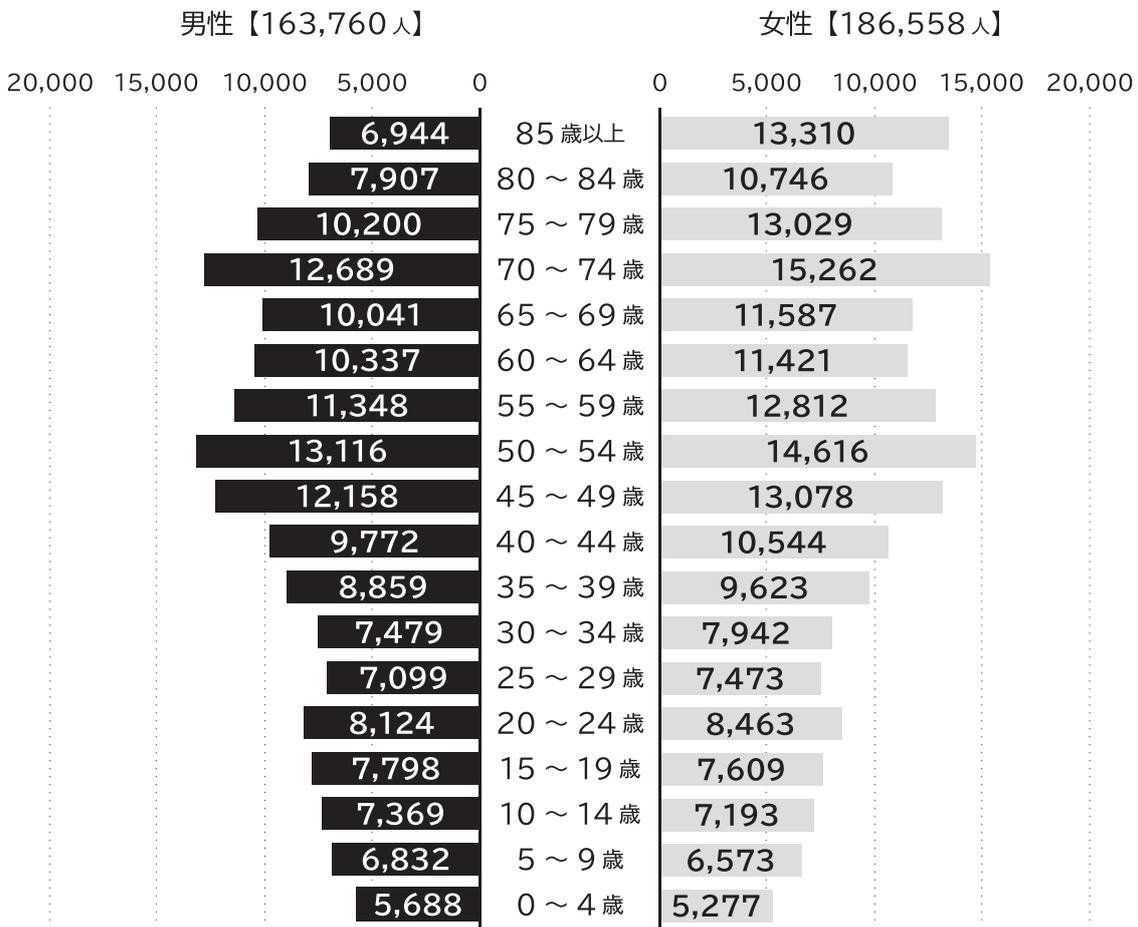
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	358,155	356,352	355,529	354,287	352,264	350,318
世帯数	161,392	162,380	163,991	165,360	165,923	166,927

※各年度4月1日現在

(2) 男女別・年齢層別の人口

年齢層別の人口では、いわゆる団塊の世代がすでに前期高齢者層に達しており、令和7(2025)年には75歳以上の後期高齢者層になります。一方、40歳未

満はおおむねどの世代も1万人を下回っており、少子高齢化が進んでいる状況が見られます。



※令和5年4月1日現在

2 障害のある人の状況

(1) 手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
身体障害者 手帳	人数	13,993	13,966	13,877	13,488	13,227	13,165
	割合	69.2%	67.8%	66.4%	65.0%	63.0%	61.7%
療育手帳	人数	2,851	2,933	3,012	3,056	3,209	3,272
	割合	14.1%	14.2%	14.4%	14.7%	15.3%	15.3%
精神障害者 保健福祉手帳	人数	3,387	3,705	4,001	4,201	4,562	4,912
	割合	16.7%	18.0%	19.2%	20.3%	21.7%	23.0%
障害者手帳所持者総数		20,231	20,604	20,890	20,745	20,998	21,349
総人口に占める 手帳所持者の割合		5.7%	5.8%	5.9%	5.9%	6.0%	6.1%

※ 各手帳人数：平成30年度～令和4年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日現在）
令和5年度は9月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日現在）

障害者手帳所持者の5年間の伸び

(単位：人)

	平成30年度	令和4年度	増減率
身体障害者手帳	13,993	13,227	△5.5%
療育手帳	2,851	3,209	12.6%
精神障害者保健福祉手帳	3,387	4,562	34.7%
障害者手帳所持者総数	20,231	20,998	3.8%

② 障害支援区分認定者の状況

(単位：人)

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和3年度	人数	7	237	864	746	469	523	2,846
	割合	0.2%	8.3%	30.4%	26.2%	16.5%	18.4%	100%
令和4年度	人数	8	264	889	750	476	539	2,926
	割合	0.3%	9.0%	30.4%	25.6%	16.3%	18.4%	100%
令和5年度	人数	10	284	904	765	477	548	2,988
	割合	0.3%	9.5%	30.3%	25.6%	16.0%	18.3%	100%

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

(2) 身体障害者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
0～17歳*	人数	247	233	220	226	219	206
	割合	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.7%	1.6%
18～64歳	人数	3,254	3,213	3,117	3,057	3,001	3,004
	割合	23.3%	23.0%	22.5%	22.7%	22.7%	22.8%
65歳以上	人数	10,492	10,520	10,540	10,205	10,007	9,955
	割合	75.0%	75.3%	75.9%	75.6%	75.6%	75.6%
合計	人数	13,993	13,966	13,877	13,488	13,227	13,165

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

*0～17歳の身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
0～5歳	人数	49	44	32	42	37	36
	割合	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%
6～14歳	人数	143	134	125	125	130	126
	割合	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
15～17歳	人数	55	55	63	59	52	44
	割合	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%
0歳～17歳	人数	247	233	220	226	219	206
合計	割合	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.7%	1.6%

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
1級	人数	4,181	4,205	4,229	4,080	3,992	3,978
	割合	29.9%	30.1%	30.5%	30.2%	30.2%	30.2%
2級	人数	1,873	1,883	1,862	1,804	1,782	1,777
	割合	13.4%	13.5%	13.4%	13.4%	13.5%	13.5%
3級	人数	2,437	2,392	2,349	2,319	2,268	2,245
	割合	17.4%	17.1%	16.9%	17.2%	17.1%	17.1%
4級	人数	3,768	3,729	3,707	3,568	3,479	3,463
	割合	26.9%	26.7%	26.7%	26.5%	26.3%	26.3%
5級	人数	881	898	884	854	842	833
	割合	6.3%	6.4%	6.4%	6.3%	6.4%	6.3%
6級	人数	853	859	846	863	864	869
	割合	6.1%	6.2%	6.1%	6.4%	6.5%	6.6%
合計	人数	13,993	13,966	13,877	13,488	13,227	13,165

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
重度障害者 (1級・2級)	人数	6,054	6,088	6,091	5,884	5,774	5,755
	割合	43.3%	43.6%	43.9%	43.6%	43.7%	43.7%

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

③ 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
視覚障害	人数	853	868	865	844	840	856
	割合	6.1%	6.2%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%
聴覚・平衡 機能障害	人数	1,196	1,206	1,193	1,186	1,164	1,169
	割合	8.6%	8.6%	8.6%	8.8%	8.8%	8.9%
音声・言語	人数	142	148	135	135	134	132
	割合	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
肢体不自由	人数	7,407	7,314	7,202	6,910	6,694	6,612
	割合	52.9%	52.4%	51.9%	51.2%	50.6%	50.2%
内部障害	人数	4,395	4,430	4,482	4,413	4,395	4,396
	割合	31.4%	31.7%	32.3%	32.7%	33.2%	33.4%
合計	人数	13,993	13,966	13,877	13,488	13,227	13,165

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

(3) 知的障害者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
0～17歳*	人数	864	866	870	897	936	969
	割合	30.3%	29.5%	28.9%	29.4%	29.2%	29.6%
18～64歳	人数	1,813	1,881	2,018	2,040	2,145	2,178
	割合	63.6%	64.1%	67.0%	66.7%	66.8%	66.6%
65歳以上	人数	174	186	124	119	128	125
	割合	6.1%	6.4%	4.1%	3.9%	4.0%	3.8%
合計	人数	2,851	2,933	3,012	3,056	3,209	3,272

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

*0～17歳の療育手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
0～5歳	人数	94	92	84	95	118	137
	割合	3.3%	3.1%	2.8%	3.1%	3.7%	4.2%
6～14歳	人数	540	547	556	547	597	613
	割合	18.9%	18.7%	18.5%	17.9%	18.6%	18.7%
15～17歳	人数	230	227	230	255	221	219
	割合	8.1%	7.7%	7.6%	8.4%	6.9%	6.7%
0歳～17歳 合計	人数	864	866	870	897	936	969
	割合	30.3%	29.5%	28.9%	29.4%	29.2%	29.6%

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

② 判定別の療育手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
A(1・2)	人数	1,256	1,276	1,281	1,295	1,333	1,340
	割合	44.1%	43.5%	42.5%	42.4%	41.5%	41.0%
B(1・2)	人数	1,595	1,657	1,731	1,761	1,876	1,932
	割合	55.9%	56.5%	57.5%	57.6%	58.5%	59.0%
合計	人数	2,851	2,933	3,012	3,056	3,209	3,272

※ 各年度3月末日現在、令和3年度は9月末日現在

(4) 精神障害者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
1級	人数	442	512	563	599	641	654
	割合	13.0%	13.8%	14.1%	14.3%	14.1%	13.3%
2級	人数	2,123	2,304	2,435	2,551	2,739	2,953
	割合	62.7%	62.2%	60.8%	60.7%	60.0%	60.1%
3級	人数	822	889	1,003	1,051	1,182	1,305
	割合	24.3%	24.0%	25.1%	25.0%	25.9%	26.6%
合計	人数	3,387	3,705	4,001	4,201	4,562	4,912

※ 各年度6月末日現在

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
受給者人数		5,041	5,383	5,654	6,248	6,378	6,714

※ 各年度6月末日現在

③ 精神障害者医療費助成受給資格者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考値)
1級	人数	286	313	330	362	389	393
	割合	16.0%	15.9%	16.2%	16.6%	16.8%	16.2%
2級	人数	1,496	1,661	1,713	1,823	1,932	2,032
	割合	84.0%	84.1%	83.8%	83.4%	83.2%	83.8%
合計	人数	1,782	1,974	2,043	2,185	2,321	2,425

※ 各年度3月末日現在、令和5年度は9月末日現在

3 アンケート調査からみる現状

(1) 市民アンケート

📄 調査目的

本調査は、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障害のある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

📊 調査対象と回収率

調査対象：無作為抽出、人口比に応じて調査対象数を設定

	0～17歳	18歳～64歳	65歳以上	小計
身体障害者手帳	219	423	1,024	1,666
療育手帳	129	305	134	568
精神障害者保健福祉手帳	158	376	112	646
発達障害児（診断書有）	120		0	120
合計				3,000

回収数（回収率）：1,252件（41.7%）

内訳：身体障害 689件、知的障害 171件、精神障害 199件、障害児 237件

※重複障害の場合はダブルカウント

📄 調査方法

郵便配送法及びWebアンケート形式

🕒 調査期間

令和5年8月7日（月）～9月8日（金）

■ 調査結果の概要

アンケート調査結果より、主に暮らし方や生活に係る設問及び回答を以下に抽出しました。

🔍 将来の暮らしについて

● あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。（○は1つだけ）

1. 一人で暮らしたい
2. 家族と一緒に暮らしたい
3. グループホームで暮らしたい
4. 入所施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
5. その他

全体では、「家族と一緒に暮らしたい」が49.9%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が19.6%となっています。障害別では、身体障害者、精神障害者、

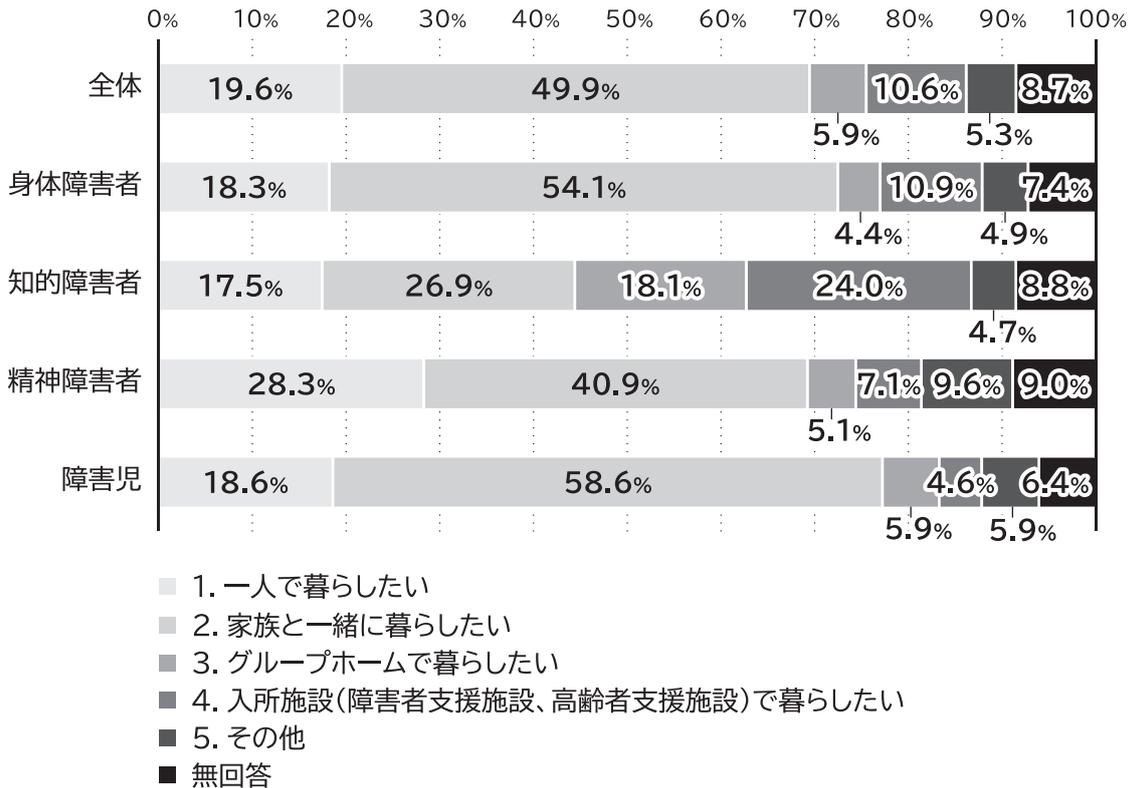
障害児では「家族と一緒に」が40～60%程度と高くなっていますが、知的障害者では、「家族」に次いで、「グループホームで暮らしたい（18.1%）」、「入所

施設で暮らしたい（24.0%）」など家族と離れて住む希望についても同程度に高くなっています。また、精神障害者は「一

人で暮らしたい」が28.3%と高く、地域の中で自立して暮らしたいという希望を持つ人の割合が多いと推測されます。

<令和2年度との比較>

各障害における項目ごとの割合構成はほぼ変わっていませんが、知的障害者では「グループホーム」の割合が5.1ポイント減っており、一方で「ひとり暮らし」や「入所施設」と回答した割合が3～4ポイント程度上昇しています。



Q 地域で生活するための支援について

● 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられる | 7. 地域住民などの理解 |
| 2. 障害者に合った住まいの確保 | 8. 移動の保障 |
| 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できる | 9. 後見人など適切な支援者 |
| 4. 生活訓練などの充実 | 10. 意思疎通の支援 |
| 5. 経済的な負担の軽減 | 11. その他 |
| 6. 相談対応などの充実 | |

すべての障害種別で「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、精神障害者や障害児では70%を超え非常に高くなっ

ています。障害別で見ると、医療や障害福祉サービスを利用することが多い身体障害者では「在宅で医療ケアなどが受け

られる(45.0%)」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること(43.4%)」が高くなっています。一方で、知的障害者、精神障害者、障害児では「相談対応等の充実」が2番目に多い割合で50%前後の割合となっています。また、知的障害者、

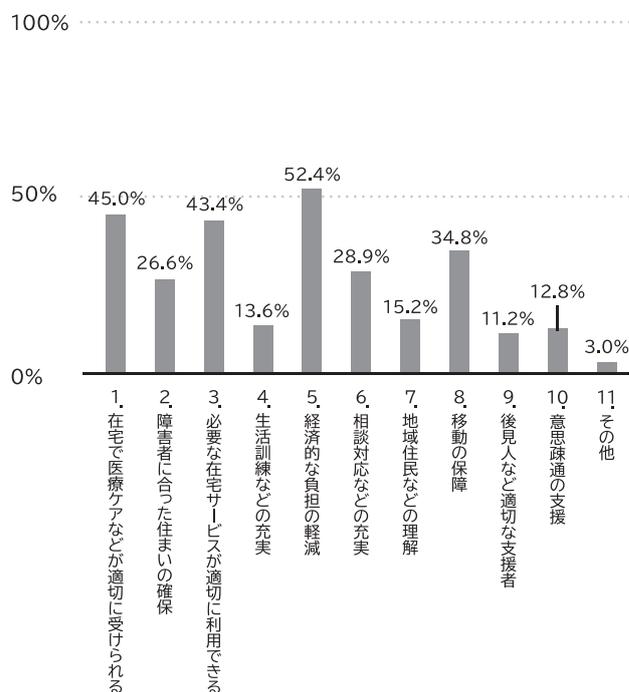
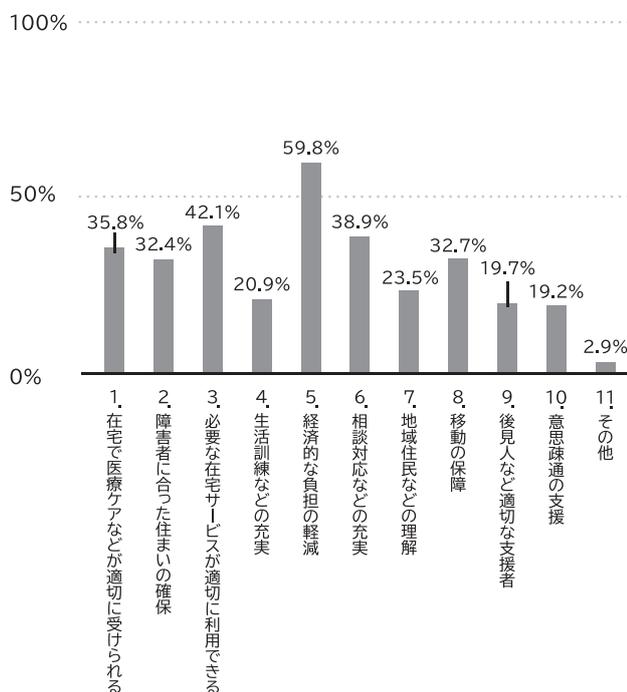
障害児では「住まいの確保」や「後見人など適切な支援者」、「地域住民などの理解」も高い割合となっており、地域で自立した生活や親亡き後の生活等、将来に向けての支援が求められていると推察されます。

<令和2年度との比較>

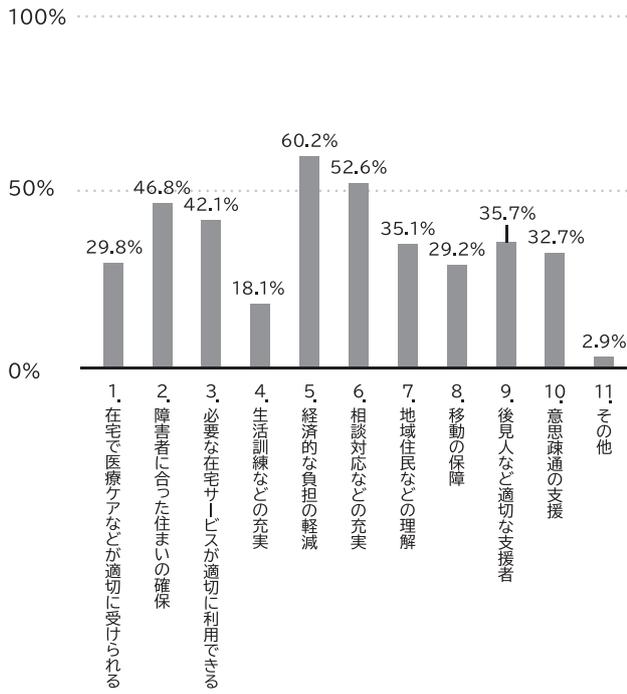
全体では、「経済的な負担の軽減」が前回同様最も多い結果でしたが、割合としては5.6ポイント下がっています。また、前回2番目に多かった「相談対応などの充実」の割合が2.3ポイント下がり3番目になっています。そのほか、割合が上がっていたのは「在宅で医療ケアなどが受けられる」が3.2ポイント、「移動の保障」が1.8ポイント上昇となっている反面、「生活訓練などの充実」が3.3ポイント、「地域住民などの理解」が5.2ポイント下がっていることが特徴的な結果となっています。

全体

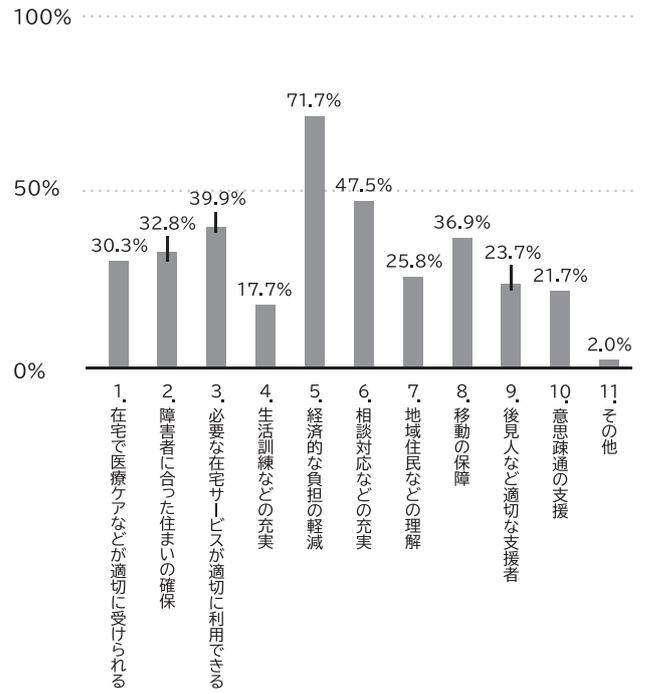
身体障害者



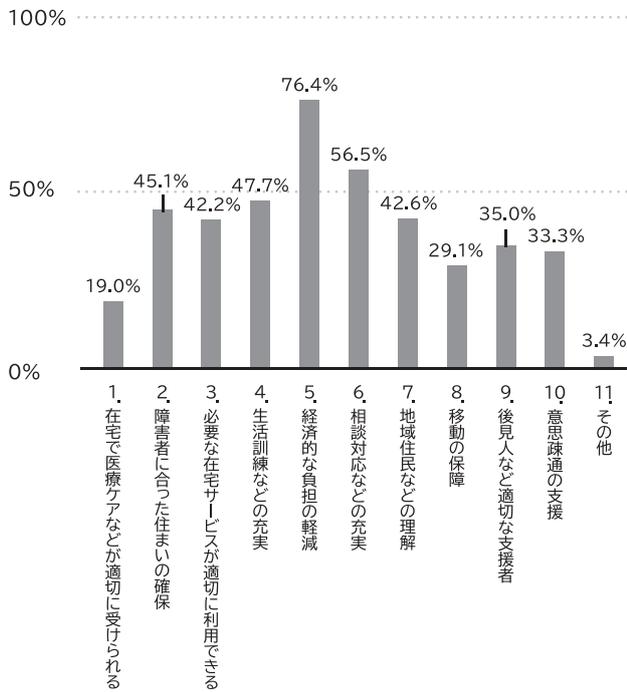
知的障害者



精神障害者



障害児



Q 就労のための支援について

- あなたは、仕事に就いたり、仕事を続けていくためにどのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤手段の確保
2. 勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮
3. 短時間勤務や勤務日数などの配慮
4. 労働に見合った工賃の確保
5. 在宅勤務の拡充
6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
7. 職場で介助や援助などが受けられること
8. 就労後のフォローなど職場と家族と支援機関の連携（ジョブコーチなど）
9. 企業が求める就労訓練（能力向上のための取組）
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
11. 家族の理解、協力
12. その他

いずれの障害においても「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高く、「家族の理解、協力」や「仕事についての職場外での相談対応、支援」など、周囲の人の理解や支援を求める割合も高くなっています。また、「通勤手段の確保」の割合が高いことは、移動等に対して不安や困難を感じている人が一定割合いることが推測されます。

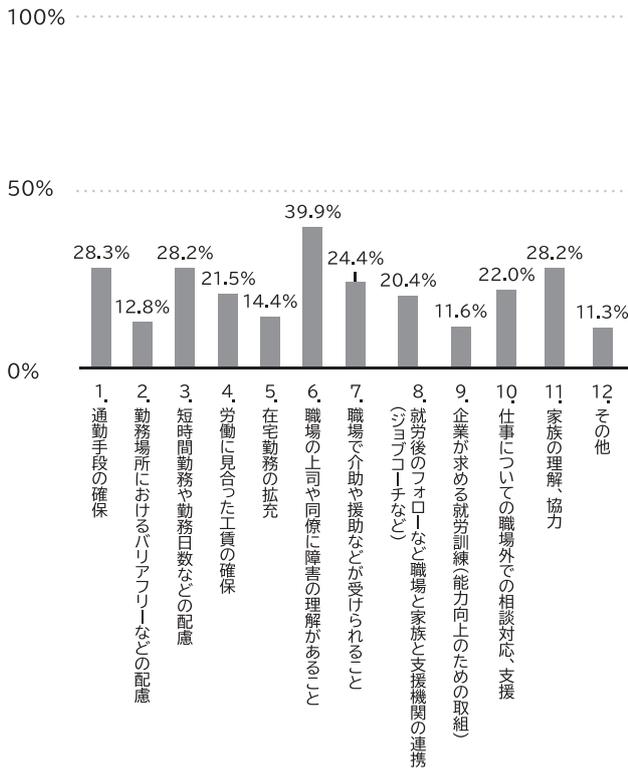
精神障害者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の項目が46.5%と高く、

自己判断がむずかしい場面が生じやすい知的障害者及び障害児では「職場で介助や援助などが受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が各40%前後と高くなっており、障害特性に応じた就業環境への配慮が求められていると推測されます。また、知的障害者や障害児では「労働に見合った工賃の確保」が30%を超えて高く、生活する上での収入の確保への意識が見られます。

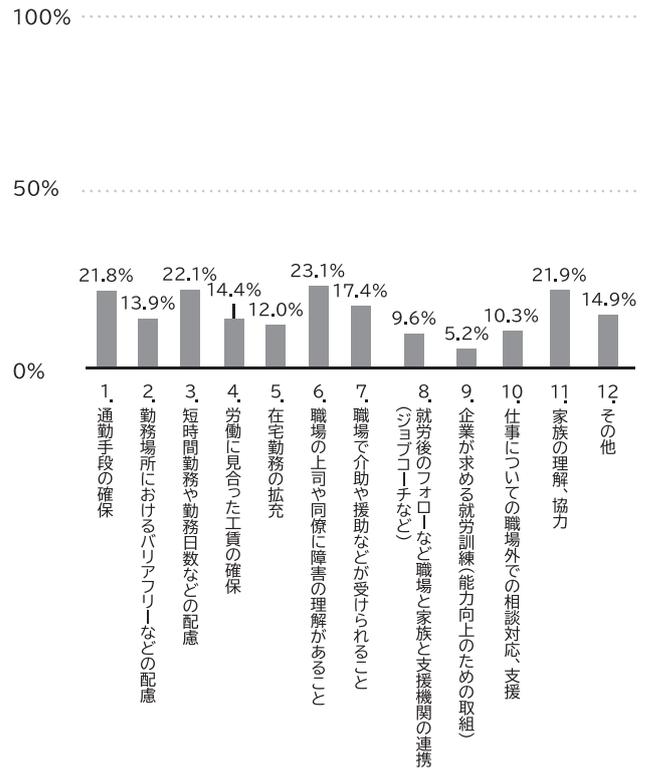
<令和2年度との比較>

全体的な割合の分布については第6期と同様の傾向です。第6期同様、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が他の選択肢と比べ10ポイント以上高く、特に障害児では74.7%（前回78.6%）と突出して高い数値となっており、まだ未就労の方が多いと思われる障害児にとって、就職に向けては障害に対する周囲の理解というものが大きな不安材料としてあるということが推察されます。

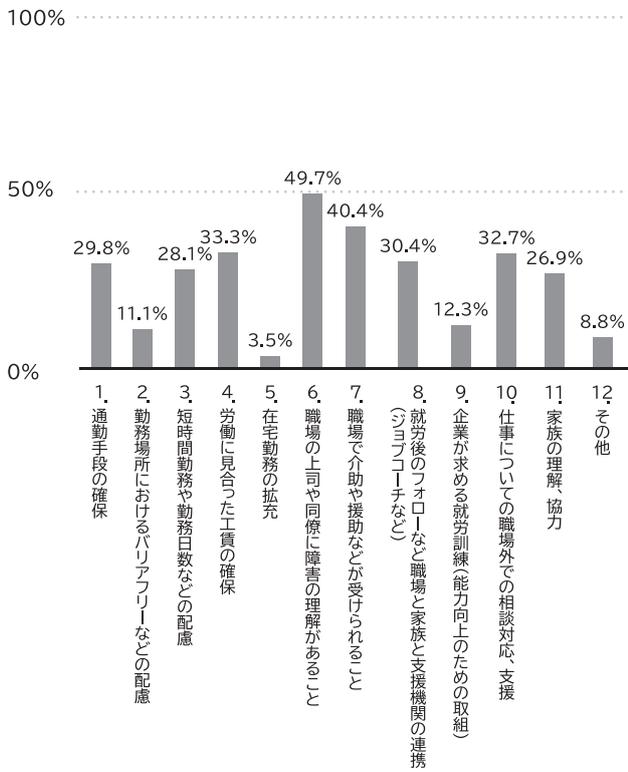
全体



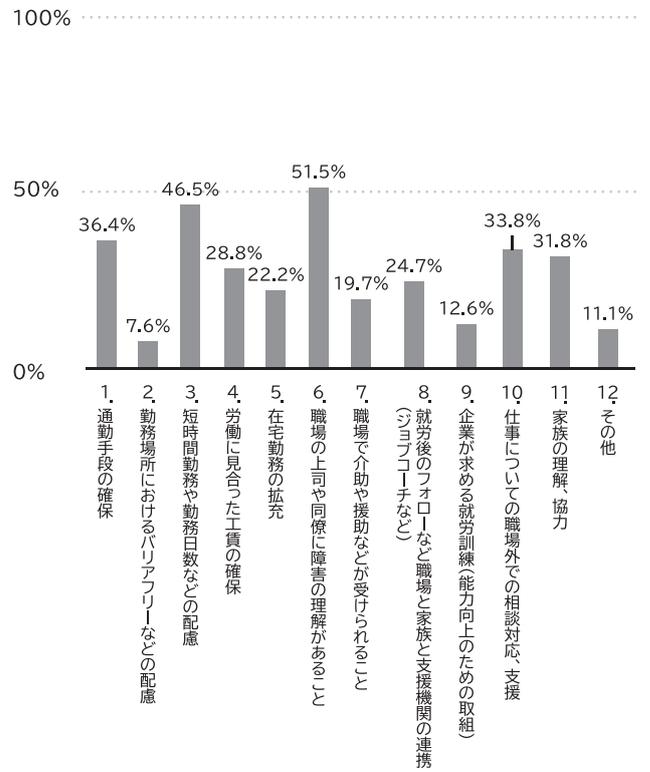
身体障害者



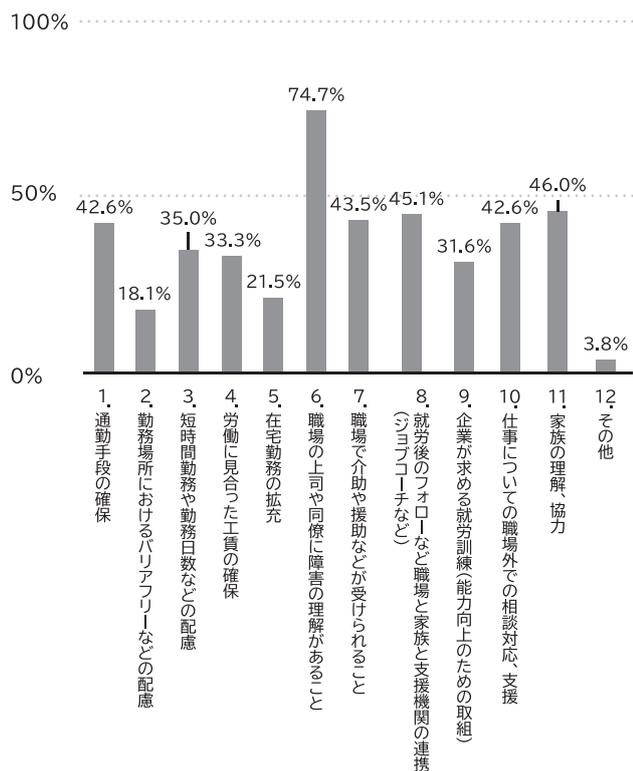
知的障害者



精神障害者



障害児



Q 将来に対する安心感について

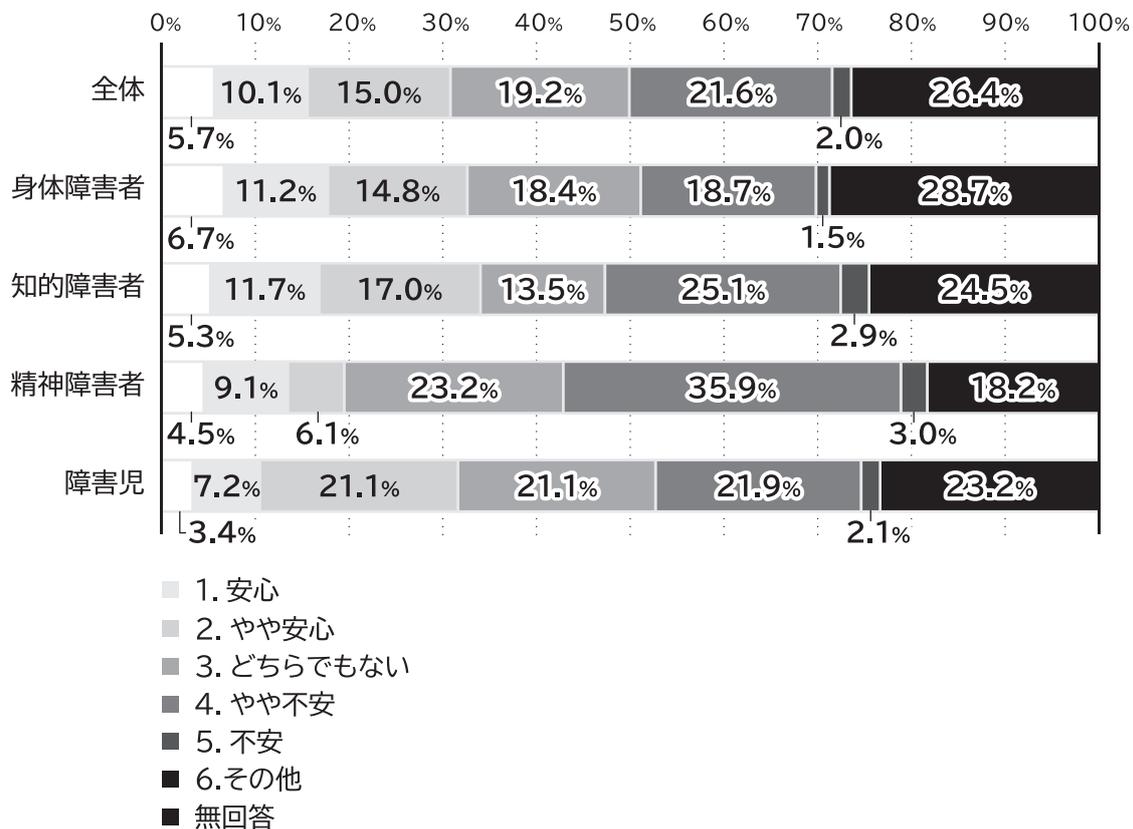
● あなたは今後や将来に対してどのような気持ちですか。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 安心 | 4. やや不安 |
| 2. やや安心 | 5. 不安 |
| 3. どちらでもない | |

今後や将来に対しては、全体で「やや不安」「不安」を合わせた割合が40.8%となっており、今の生活の満足度が一定程度ある一方、将来への不安を感じている人が多い傾向が見て取れます。特に精神障害者では同割合が59.1%となっています。

<令和2年度との比較>

全体的な割合の分布については第6期と同様の傾向です。精神障害者において、第6期では「やや不安」「不安」が同割合でしたが、今回調査では「不安」が12.7ポイント高い結果となっています。全体的に見ても、「やや安心」以上の割合が少なくなっており、コロナ禍を経て、以前の日常を取り戻しつつも、将来については不安を感じている人の割合が増えている可能性があるかと推測されます。



Q 奈良市に力を入れてほしい取組について

● あなたがこれから地域で生活するために、奈良市に力を入れて欲しい取組は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. あらゆる住民が障害者についてより理解できるための啓発や学習
2. 地域で障害者を支援するボランティア活動の促進
3. 相談体制の充実
4. 地域単位での児童・障害・高齢福祉の包括的な支援
5. 障害者の権利擁護のしくみの充実
6. 福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実
7. 療育・障害児保育の推進（検診体制の充実・幼児期の指導と療育など）
8. 教育や進路指導の充実
9. 休日や放課後などに児童・生徒に遊びや居場所を提供するサービスの充実
10. 障害の早期発見、早期対応への取組
11. 医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など）
12. 機能回復（リハビリ）訓練の実施
13. 在宅福祉サービスの充実（ホームヘルパーやショートステイ、デイケアなど）
14. 障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備
15. 障害者が快適に暮らせる住宅や共同生活の場の整備（グループホームなど）
16. 年金など経済的援助の強化
17. 医療費負担の軽減
18. 障害者が働ける場の充実

19. 就労のためのマナーや技能や訓練の機会の充実
20. わかりやすい案内や移動しやすい道など、バリアフリーのまちづくり
21. 利用しやすい公共交通機関の整備
22. 安全で快適に住むことのできる住環境（バリアフリー住宅）の整備
23. 防犯・防災体制の充実
24. 災害発生時の支援（避難方法、避難先での生活など）
25. 参加しやすい文化、学習、スポーツ活動の機会の充実
26. その他

奈良市に力を入れてほしい取組については、全体では「年金など経済的援助の強化」が54.1%で最も高く、次いで「医療費負担の軽減(48.4%)」「障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備(44.6%)」が続いており、経済的な負担軽減や生活の安心を求める意見が多くなっています。

このほか、「福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実」や「相談体制の充

実」といった、心配事などに関して相談をすること、情報を入手できることなども多く回答がありました。

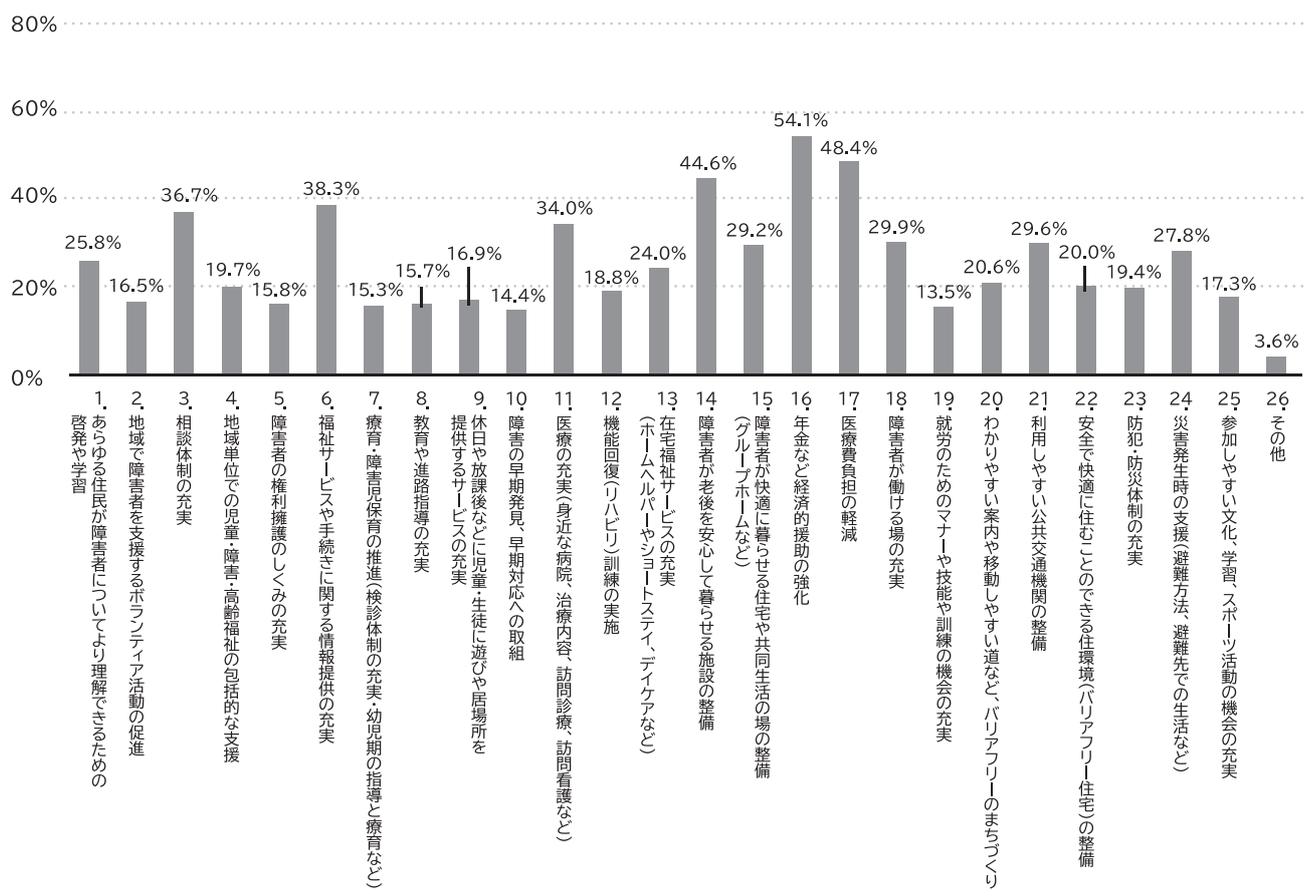
このほか、障害児においては「障害者が働ける場の充実」が58.6%と最も高く、「教育や進路指導の充実」が55.3%と続いていることから、障害のある子どもがいる家庭では学校卒業後の就職先などへの関心が高い状況がうかがえます。

<令和2年度との比較>

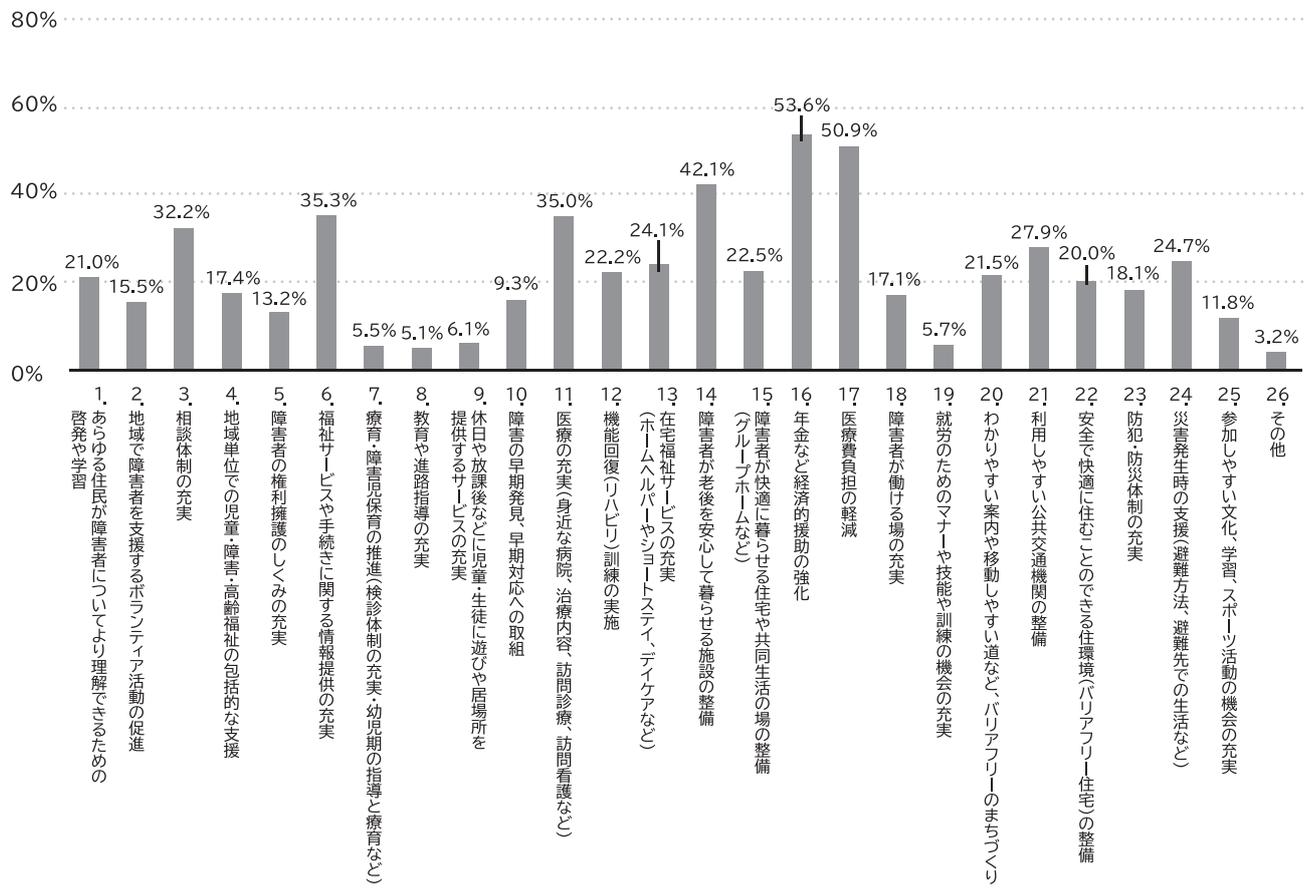
全体では、上位回答の分布・構成に変化はありませんが、最も高い「年金など経済的援助の強化」については4.7ポイント下がっています。ほとんどの選択肢において前回調査よりも割合が下がっている中で、知的障害者では「相談体制の充実」が44.4%と前回より5.5ポイント、精神障害者では「福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実」が2.2ポイント上がっています。

また、今回調査から選択肢として加えた「災害発生時の避難」に関しては、知的障害者で38.0%と最も関心が高いという結果が出ています。

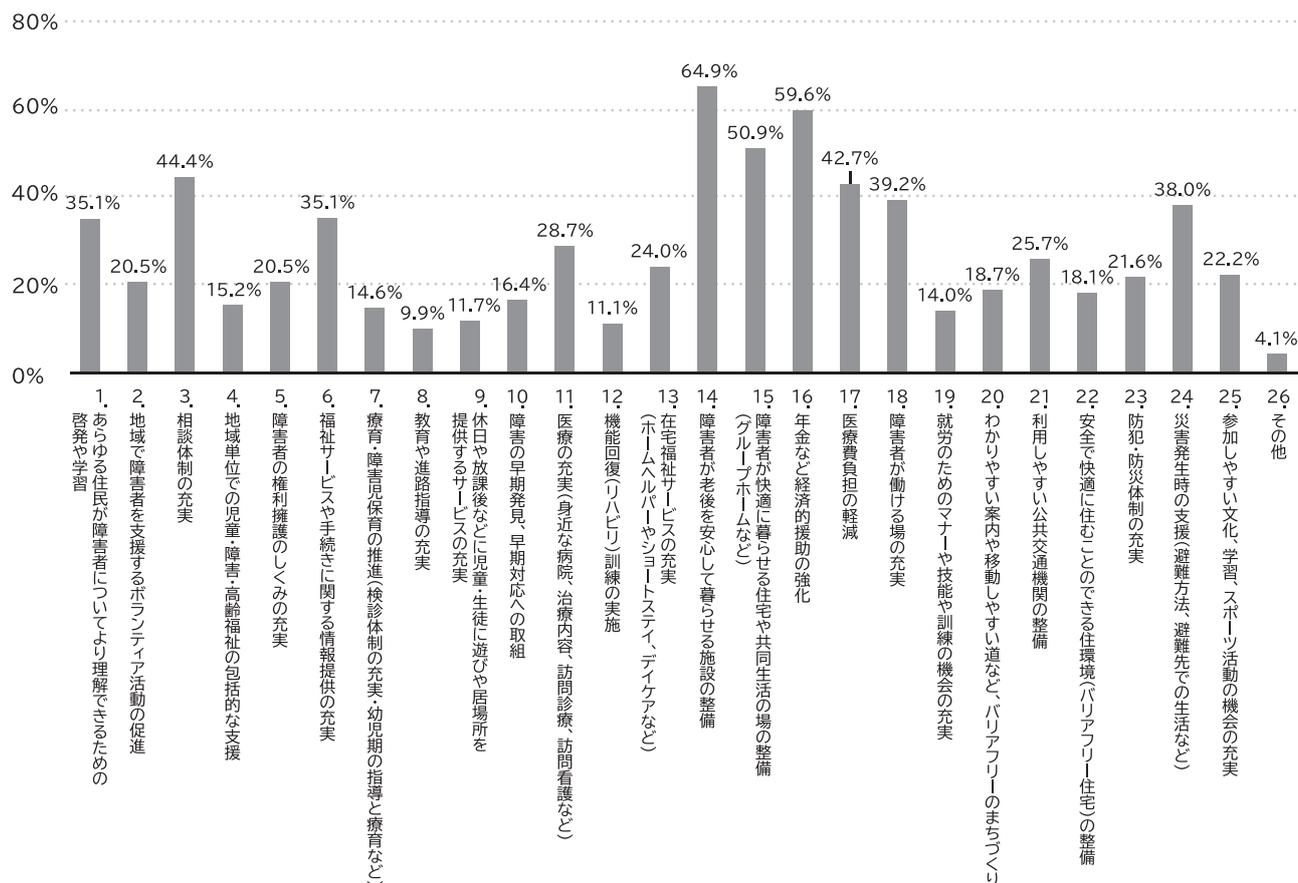
全体



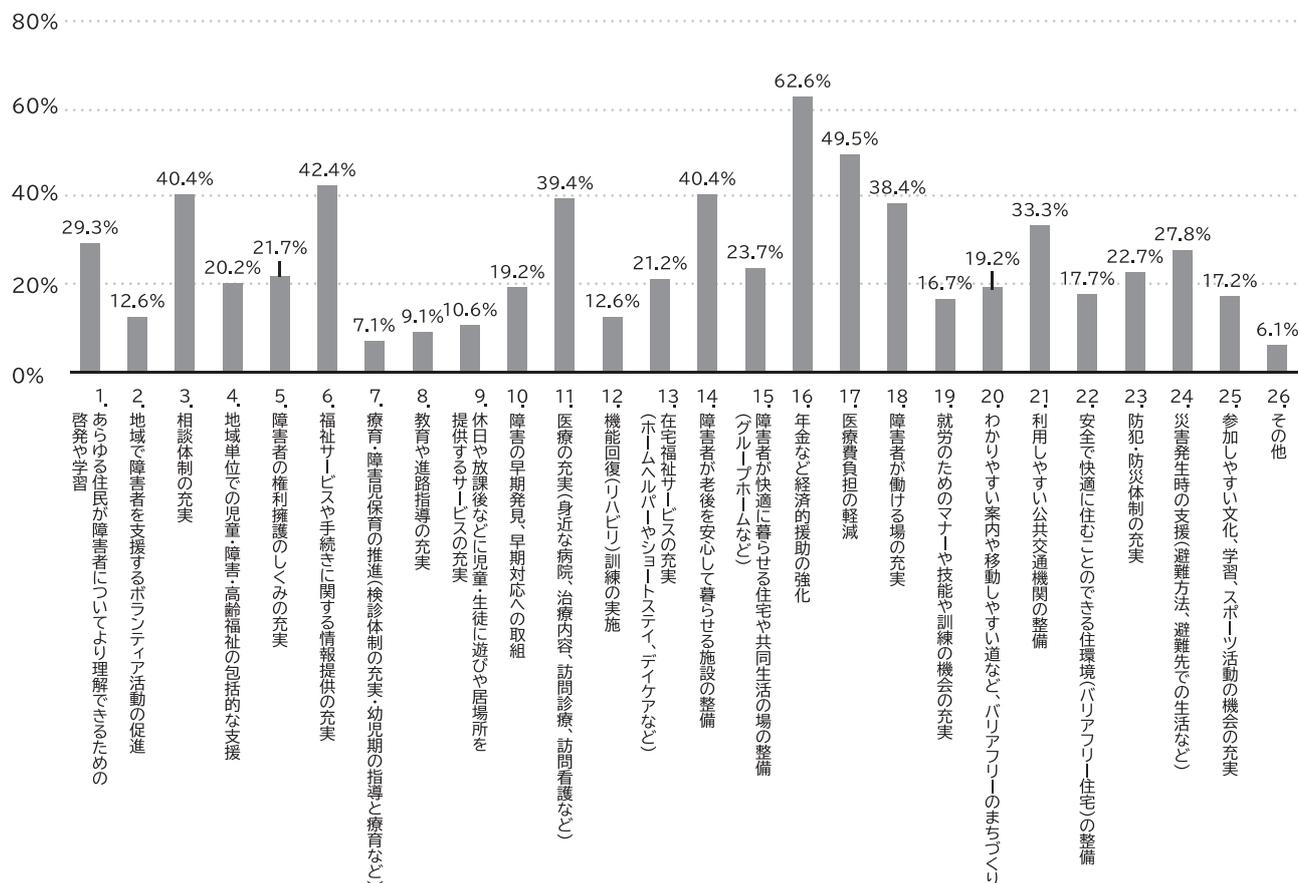
身体障害者



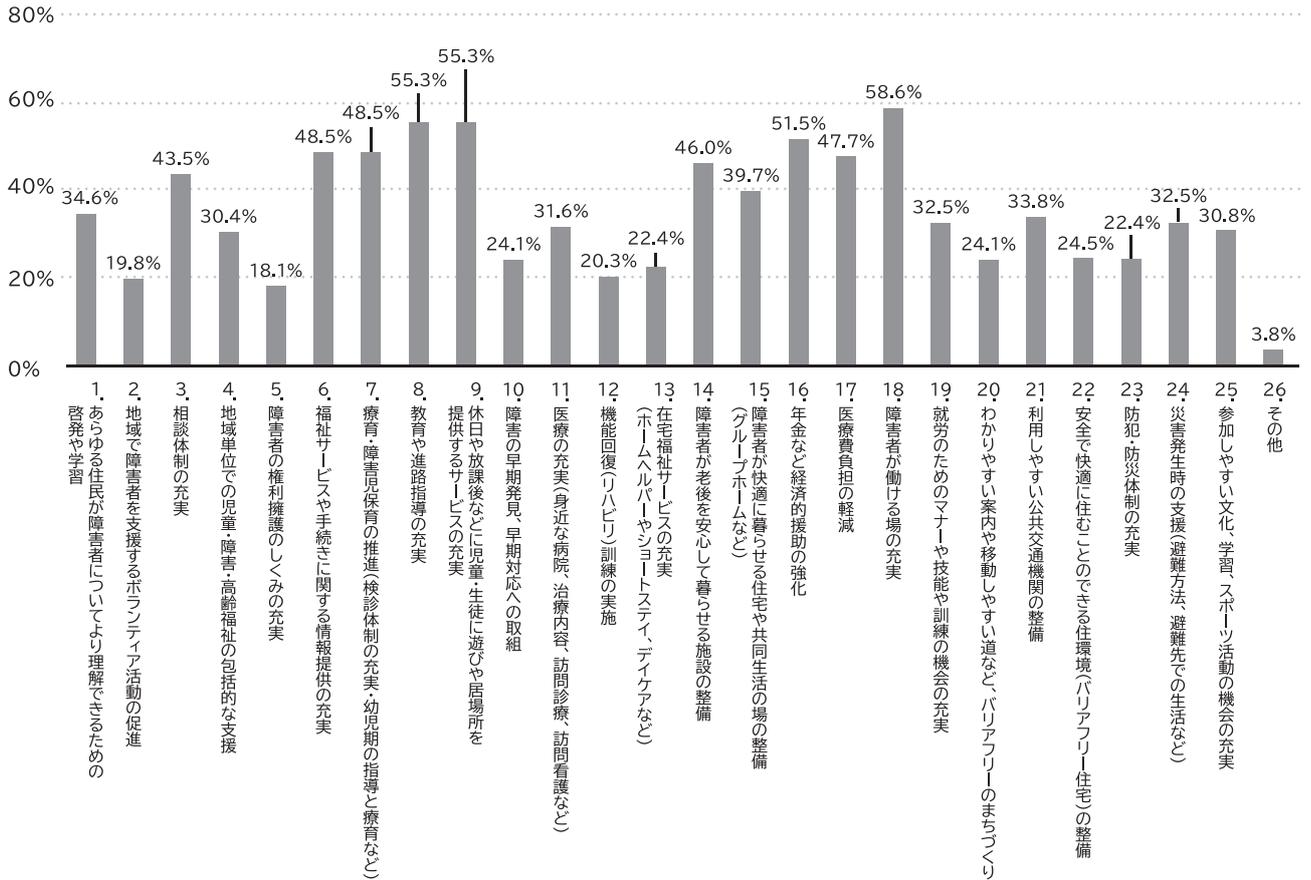
知的障害者



精神障害者



障害児



(2) 事業所アンケート

田 調査対象と回収率

調査対象：奈良市内の指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所等を運営する法人

配布数：248件 有効回答数(回収率)：84件(33.9%)

📄 調査方法

Web アンケート形式

🕒 調査期間

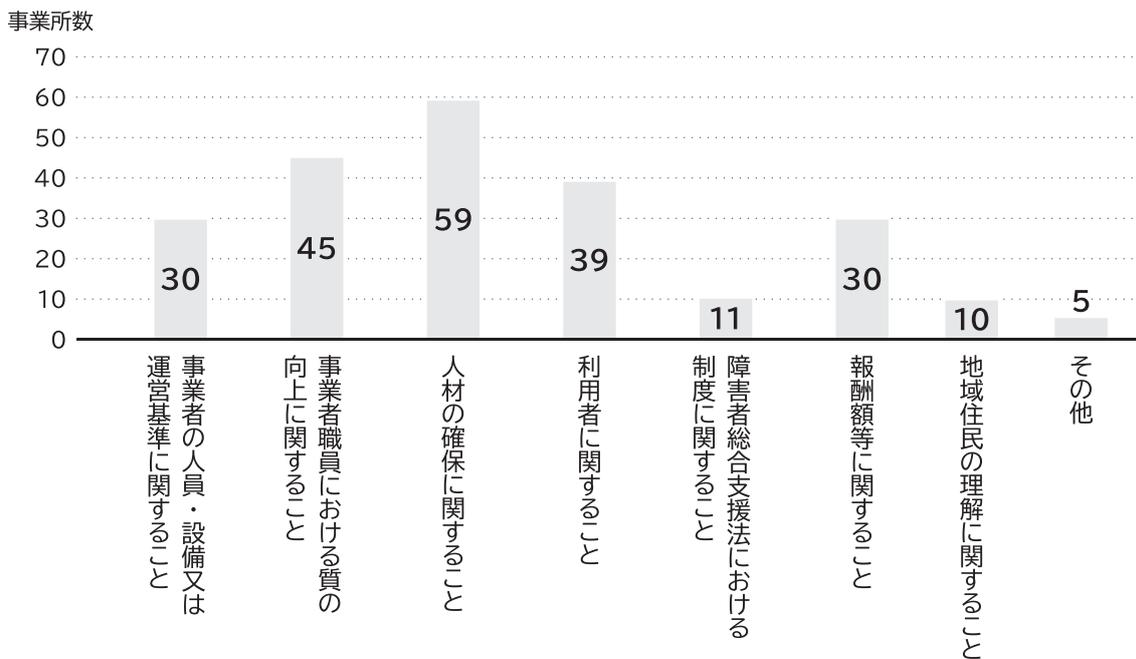
令和5年8月7日(月)～8月28日(月)

■ 調査結果の概要

アンケート調査結果より、事業者の課題認識やサービス提供意向に関する設問及び回答を以下に抽出しました。

🔍 事業所運営の課題について

- 法人として令和3年度から令和4年度の間までにサービスを実施し、課題として認識していることはどのようなことですか。(複数回答可)



回答	全体	
	件数	構成比
事業者の人員・設備又は運営基準に関すること	30	13.1%
事業者職員における質の向上に関すること	45	19.7%
人材の確保に関すること	59	25.8%
利用者に関すること	39	17.0%
障害者総合支援法における制度に関すること	11	4.8%
報酬額等に関すること	30	13.1%
地域住民の理解に関すること	10	4.4%
その他	5	2.1%
計	229	100.0%

「人材の確保に関すること」が最も多く59件（25.8%）、次いで「事業者職員における質の向上に関すること」が45件（19.7%）となっており、支援に関す

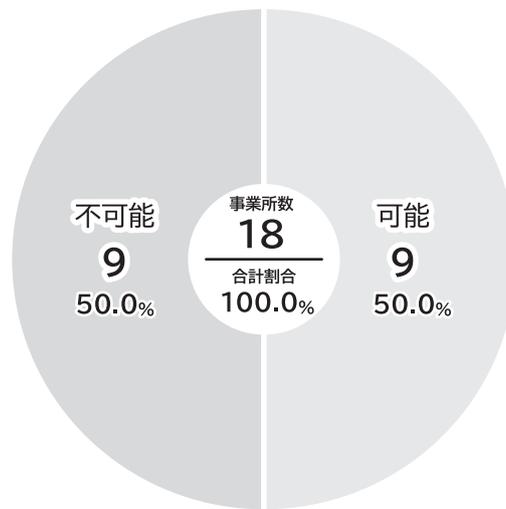
る人材不足だけでなく、支援をする職員のケアの質についての課題感を持つ事業所が多いという結果となっています。

<令和2年度との比較>

上位回答の分布にほぼ変化はありませんが、前回調査時では少なかった「事業者の人員・設備又は運営基準に関すること」という回答が4番目に多くなっており、次ページ以降の回答からも、人材不足について課題を感じている法人が多くなっていると推察されます。

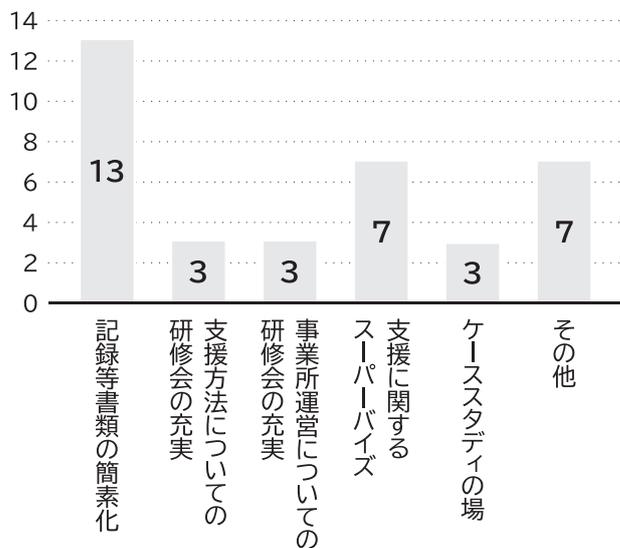
Q 相談支援事業について

- 現在、貴法人の相談支援事業所は、新規相談の受入れは可能ですか。



- 人員の増加以外で、新規相談を受け入れる件数を増やすためには、どのようなことが必要だと感じていますか。(複数回答可)

事業所数

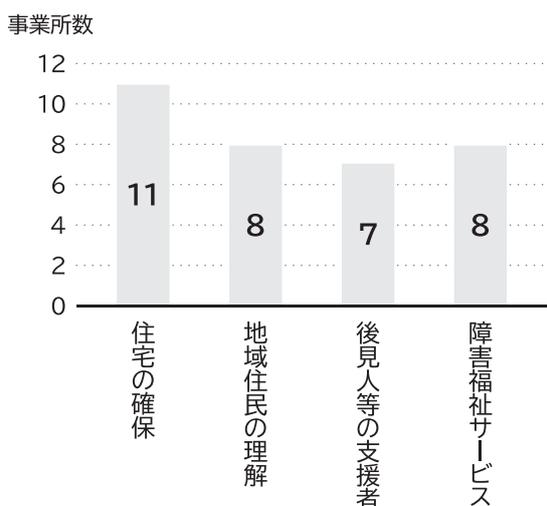


回答	件数	構成比
記録等書類の簡素化	13	36.1%
支援方法についての研修会の充実	3	8.3%
事業所運営についての研修会の充実	3	8.3%
支援に関するスーパーバイズ	7	19.5%
ケーススタディの場合	3	8.3%
その他	7	19.5%
計	36	100.0%

現在、奈良市内の相談支援事業所では、半数が新規相談の受入れができない状況となっており、受入れに必要なこととして、人員増加以外では「記録等書類の簡素化」といった事務負担の軽減のほか、「支援に

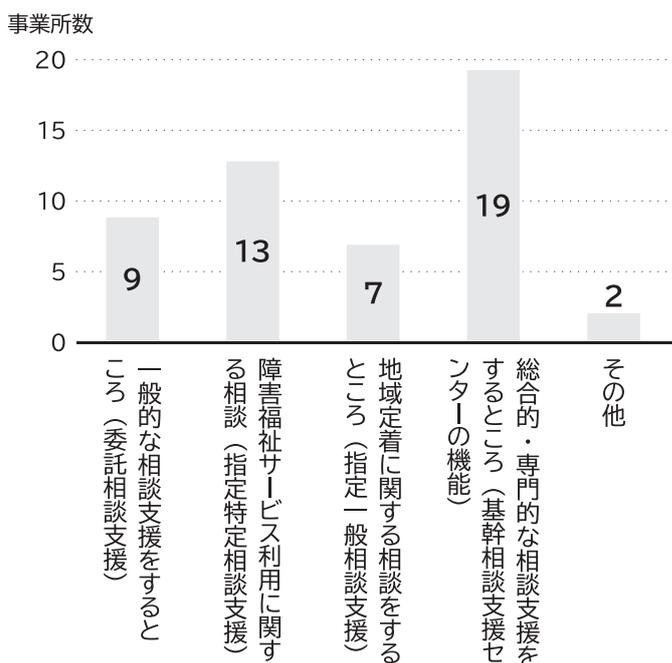
関するスーパーバイズ」といった、相談支援業務に関する職員の質の向上が必要であるという回答も多くなっています。

- 利用者の相談にのる中でどのような資源が奈良市に不足していると感じますか。（複数回答可）



回答	全体	
	件数	構成比
住宅の確保	11	32.4%
地域住民の理解	8	23.5%
後見人等の支援者	7	20.6%
障害福祉サービス	8	23.5%
計	34	100.0%

- 奈良市の「相談」を取り巻く環境・状況で、次のうち何が不足していると感じますか。（複数回答可）



回答	全体	
	件数	構成比
一般的な相談をするところ（委託相談支援）	9	18.0%
障害福祉サービス利用に関する相談（指定特定相談支援）	13	26.0%
地域定着に関する相談をするところ（指定一般相談支援）	7	14.0%
総合的・専門的な相談支援をするところ（基幹相談支援センターの機能）	19	38.0%
その他	2	4.0%
計	50	100.0%

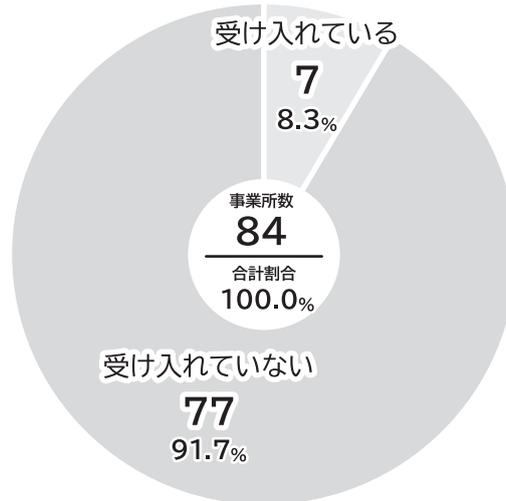
相談支援事業所が、利用者の相談にのる中でどのような資源が奈良市に不足していると感じているかについて、「住宅の確保」が最も多く32.4%、次いで「地域住民の理解」、「障害福祉サービス」が

23.5%となっています。また、不足していると感じる環境・状況では「総合的・専門的な相談支援をするところ（基幹相談支援センターの機能）」が最も多く38.0%、次いで「障害福祉サービス

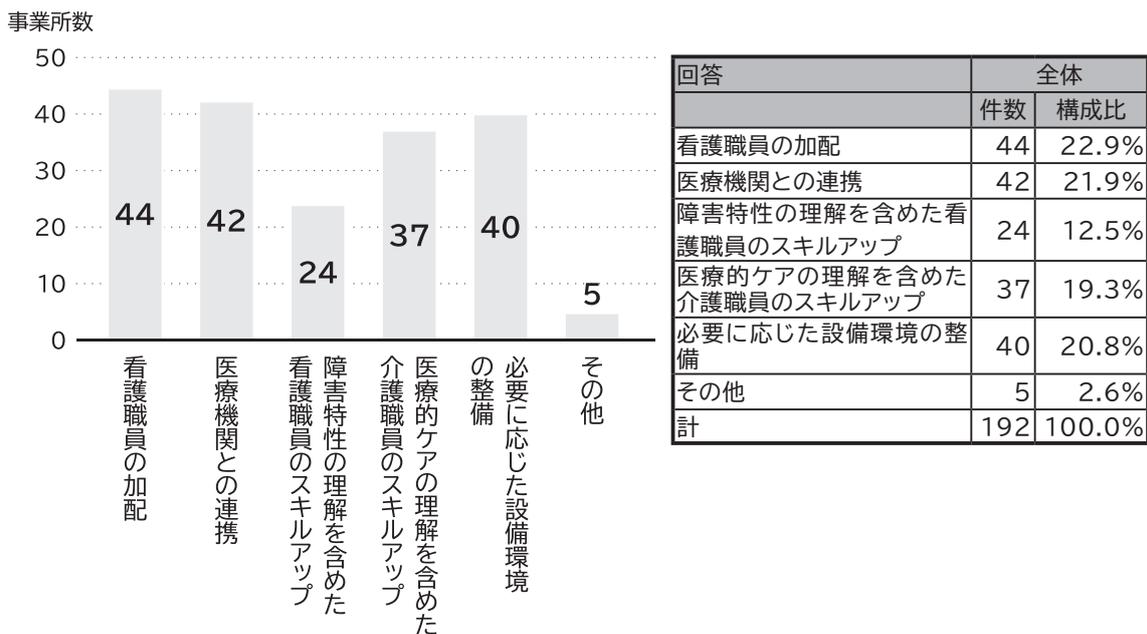
利用に関する相談（指定特定相談支援）」が26.0%となっており、前ページ「新規相談を受け入れる件数を増やすためには、どのようなことが必要か」の回答に

もあったように、より専門的な相談支援スキルに対するニーズが高いと推測されます。

- Q 医療的ケア児・者、強度行動障害者、重度心身障害者の受入れについて
- 貴法人において、医療的ケア児・者を受け入れていますか。



- 貴法人において、どのような対応ができれば医療的ケア児・者を受け入れることができますか。



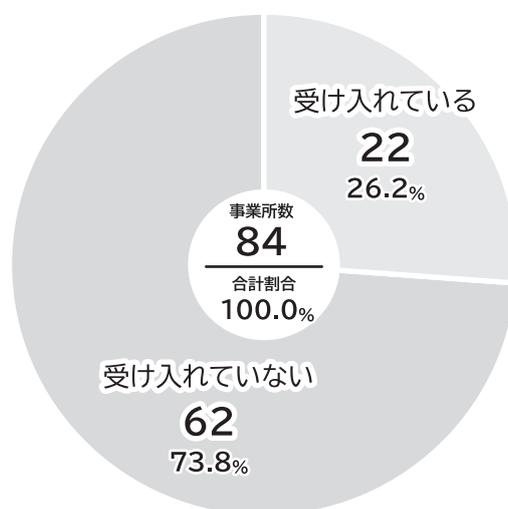
医療的ケア児・者の受入れについては、「受け入れていない」が91.7%で「受け入れている」は8.3%（7件）のみと非常に低くなっています。受け入れるため

に必要なこととしては、「看護職員の加配」「医療機関との連携」「設備環境の整備」といった項目が多い回答となっています。

<令和2年度との比較>

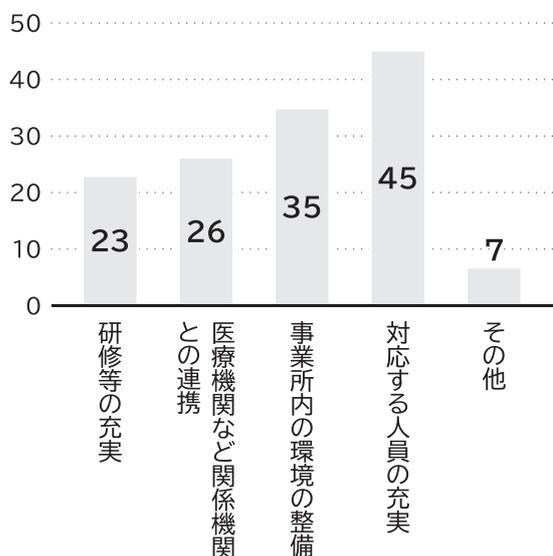
前回調査では、「設備環境の整備」が最も多い回答でしたが、今回は「看護職員の加配」が最も多く、かつ「医療機関との連携」が2番目に上がっており、医療に関するより専門的なケアに対するニーズが多くなっています。

● 貴法人において、強度行動障害のある利用者を受け入れていますか。



● 貴法人において、どのようなものがあれば強度行動障害のある利用者を受け入れていくことができますか。

事業所数



回答	全体	
	件数	構成比
研修等の充実	23	16.9%
医療機関など関係機関との連携	26	19.1%
事業所内の環境の整備	35	25.7%
対応する人員の充実	45	33.1%
その他	7	5.2%
計	136	100.0%

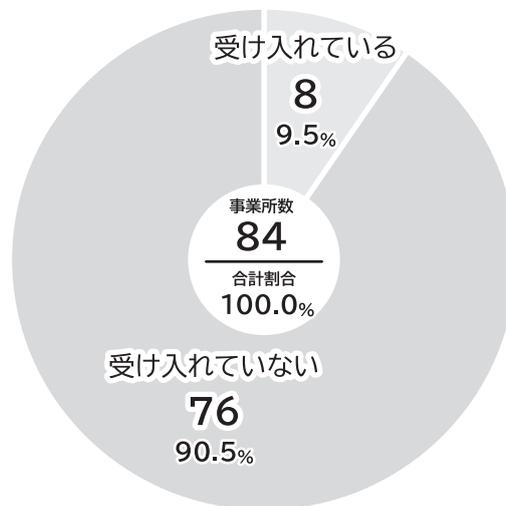
強度行動障害のある利用者の受入れについては、「受け入れていない」が73.8%で「受け入れている」は26.2%と低くなっています。受け入れるために

必要なこととしては、「対応する人員の充実」が最も多く、「事業所内の環境の整備」が25.7%となっています。

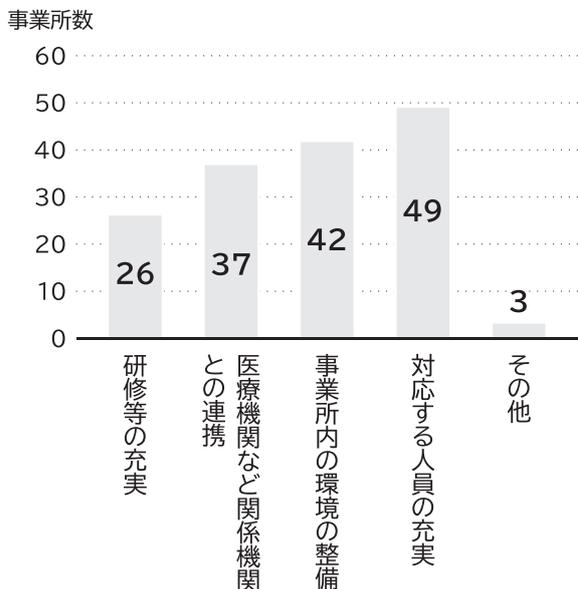
<令和2年度との比較>

この設問についても、「医療機関など関係機関との連携」が前回調査よりも回答の割合が増えており、他機関との連携についてのニーズが増えている傾向があります。

- 貴法人において、重度心身障害者を受け入れていますか。



- 貴法人において、どのようなものがあれば重度心身障害者を受け入れていくことができますか。



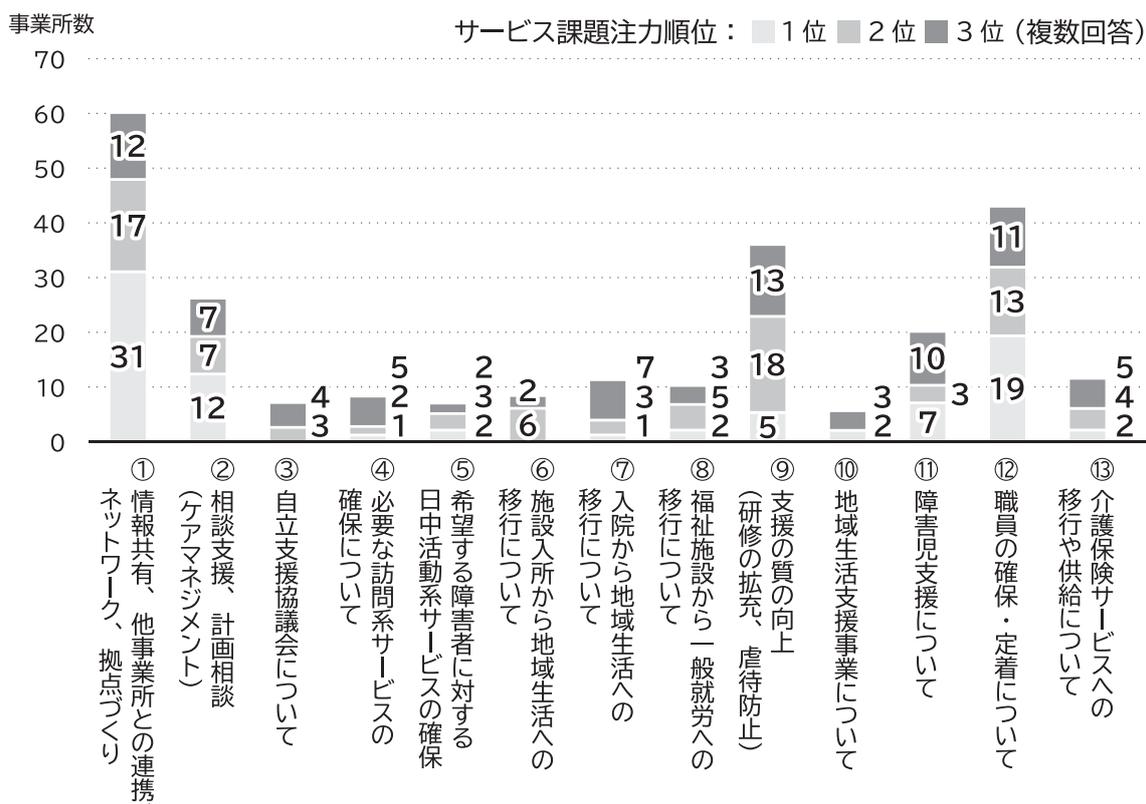
回答	全体	
	件数	構成比
研修等の充実	26	16.6%
医療機関など関係機関との連携	37	23.6%
事業所内の環境の整備	42	26.7%
対応する人員の充実	49	31.2%
その他	3	1.9%
計	157	100.0%

重度心身障害者の受入れについては、「受け入れていない」が最も多く90.5%、「受け入れている」は9.5%（8件）と非常に低くなっています。受け入れるために必要なこととしては、「対応

する人員の充実」が最も多く31.2%、次いで「事業所内の環境の整備」が26.7%で、強度行動障害の受入れに関するものと同様の結果となっています。

Q 障害福祉サービス等の提供などに関する意見

- 下記の課題について、奈良市として特に重点を置いて実施すべきだと思うもの上位3つを選んでください。



奈良市として特に重点を置いて実施すべきだと思うものについて、1位と回答した人が最も多かったのは「情報共有、他事業所との連携、ネットワーク、拠点づくり」で31件、次いで「職員の確保・定着について」が19件となっています。「情報共有、他事業所との連携、ネットワーク、拠点づくり」は、1～3位の合計回答数で

も計60件と特に多く、人材の確保以上に事業所同士の連携やネットワークづくりに関する行政の支援が求められているということがわかります。

このほか、回答総数では「支援の質の向上（研修の拡充、虐待防止）」が3番目に多く、行政主催の研修等への需要も高いことが傾向として見られます。

<令和2年度との比較>

上位回答の分布に変化はありませんが、「情報共有、他事業所との連携、ネットワーク、拠点づくり」で1位と回答した法人の割合が前回調査時よりも顕著に上がっており、前ペー

第2章 奈良市における障害者の現状

ジまでの結果にも表れているように、奈良市内ではこれまで以上に他機関協働や連携に関する意識・ニーズが高まっているものと推察されることから、自立支援協議会のような情報交換の場の一層の充実や、地域生活拠点の整備と並行した多機関協働のネットワークづくりなどの施策を検討・推進していく必要があります。

第3章

成果目標、サービス見込値等の実績

第3章 成果目標、サービス見込値等の実績

第1節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和5年度末時点の地域生活への移行者数は、24人の目標値に到達する見込みです。一方、入所者の高齢化が進んでおり、地域への移行先が多様化している状況も見えてきました。今後も奈良市地域自立支援協議会の協議体等と協議を重ね、福祉施設入所者の地域相談支援の利用の促進を共に検討していきます。

▶数値目標と実績：福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末現在の入所者数 (基準値)	336人	
項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込み)
地域生活移行者数 (令和3年度末からの累計)	24人(7%)	24人(7%)

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 地域生活移行者数の目標
令和元年度末時点の施設入所者数(336人)の7%以上が地域生活へ移行する
- 施設入所者数の目標
施設入所者削減数については目標を設定しない

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 協議の場については、奈良市精神保健福祉連絡協議会及び奈良市地域自立支援協議会内に設置している地域移行グループが、精神障害者に焦点をしばり活動しています。
- 精神障害者が地域に移行するための指標として、各種サービスの実績を活動指標として設定しています。令和5年度においても新型コロナウイルス感染症まん延の影響が残り、地域移行支援・地域定着支援の利用者数は伸び悩んでいますが、共同生活援助の利用者は増加傾向にあります。精神障害者にとって必要な医療が中断せず、地域で資源を活用して暮らしていけるよう、関係事業者、機関、行政各課とのネットワークの構築に継続して取り組んでいきます。

▶活動指標と実績：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値 (見込み)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年
精神障害者の地域移行支援(人/月)	5	1
精神障害者の地域定着支援(人/月)	7	1
精神障害者の共同生活援助(人/月)	31	76
精神障害者の自立生活援助(人/月)	1	1

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取組を進めていく

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点事業の中核的な役割を担う相談機能については、令和4年度より基幹相談支援センターが立ち上がりました。
緊急時の受入れ、体験の機会・場の機能整備を重点項目として、奈良市の実情に即した形で既存の資源も活用していけるように引き続き、体制整備に向けた検討を進める必要があります。

▶数値目標と実績：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込み)
地域生活支援拠点の整備予定数	1か所	0か所
運営状況に関する検討回数	1回/年以上	-

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 令和5年度末までの設置に向け、整備手法など具体的なあり方について奈良市地域自立支援協議会を中心とした検討会を設置するなどして取り組む

4 福祉施設からの一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労継続支援事業や就労移行支援事業の利用者を合わせて、令和3年度は54人、令和4年度は40人であり、令和5年度の目標達成に向けて奈良市地域自立支援協議会と方策を検討しています。
一般就労へ移行された方の中で就労移行支援事業を利用した人

数が減少しており、その原因を分析するため、事業者への詳細なヒアリングが必要となっています。
また、一般就労への移行だけではなく移行後の定着状況の把握についても重要であり、各就労系通所事業所との連携を強化して方策を検討していく必要があります。

▶数値目標と実績：福祉施設利用者の一般就労への移行等

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値（見込み）
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	56人（1.27倍）	56人（1.27倍）
一般就労移行者が就労定着支援を利用する割合	70%	33.8%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	70%

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標
地元企業とのつながりを活かした新たな取組を進め、令和5年度に令和元年度実績（44人）の1.27倍が福祉施設から一般就労へ移行という目標を設定（うち就労移行支援事業：1.33倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍）
- 就労移行支援事業の利用者の増加目標
市内事業所への周知を図るとともに利用の促進に取り組み、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち7割以上（国の基本指針通り）が就労定着支援事業を利用という目標を設定
- 職場定着率の目標
奈良市地域自立支援協議会等の場での支援者のノウハウを高め合う場をもつことなどを通じ、令和5年度末までに就労定着率8割以上（国の基本指針通り）の就労定着支援事業所が7割以上という目標を設定

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援、放課後等デイサービスは多様なプログラムを提供する事業所が増えています。児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援事業所の確保については、目標及び見込みを達成しています。その一方で、保育・教育関係機関との認識共有や連携が課題となっており、引き続き重層的な地域支援体制の構築について検討を進めていきます。
- 重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の設置数については、横ばいですが、今後も各事業所と連携を図りながら必要な支援の提供に努めていきます。
- 医療的ケア児の支援体制については、奈良市地域自立支援協議会で関係機関と協議し、コーディネーターの配置についての検討を進めています。障害児に係る多様なニーズに対応するため、相談支援や協議の場の充実など更なる体制づくりを図ります。

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 本市では4つの児童発達支援センターがあり、今後も児童発達支援センターを中心に通所事業所との緊密な連携を図り重層的な地域支援体制の構築を目指していく
- 保育所等訪問事業については事業所と学校等の連携・支援内容の共有・環境整備等の調整が促進される体制整備に努め、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する
- 主に重症心身障害児の発達支援を提供する事業所は、児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が6か所あり、今後も各事業所と連携を図りながら支援の提供を行っていく
- 奈良市地域自立支援協議会での医療的ケア児に関する連携会議の継続と保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関と連携を図りながら支援を検討していく。また、コーディネーター養成研修修了者等と情報の共有や医療的ケア児の支援について協議を行う

6 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制の充実・確保のため、現在、市では1か所の基幹相談支援センターと8か所の委託相談支援事業所を設置しています。また、委託相談支援事業所からなる奈良市地域自立支援協議会内のグ

グループでは、全体会議をはじめ事例検討会や進路検討会などを実施しています。当該グループでは、各事業所の経験やノウハウを共有することで、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の構築を行っています。

既存の相談支援事業所が円滑に機能するよう、相談支援事業所・委託相談支援事業所・基幹相談支援センター・行政の役割整理や連携体制の強化に向けた取組を引き続き行っていきます。

▶活動指標と実績：相談支援体制の充実・強化等

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値（見込み）
総合的・専門的な相談支援	有	有
地域の相談支援体制の強化	3回/年	3回/年

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 委託相談支援事業所からなる奈良市地域自立支援協議会内のグループにおいて、各事業所の経験やノウハウを共有する場を設けるとともに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の構築を行っていく

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 適正な障害福祉サービスを提供できるよう、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に対する研修に市職員を参加させました。
 - ② 国保連合会が行う機械審査の強化に伴い、エラーの件数は増加傾向です。今後も必要に応じた注意喚起を
- するとともに、集団指導も実施していきます。
- ③ 今後も必要な監査等を行い、事業所の適正化に努めていきます。

▶活動指標と実績：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値（見込み）
奈良県が実施する研修その他の研修への職員の参加	参加	参加
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	必要に応じて	1回
指導監査を受けた行政処分結果の通知	必要に応じて	処分の都度実施

第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画での考え方

- 障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に対する研修に市職員の参加を促す
- 障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等について、関係機関と連携し、調査や監査などを必要に応じて実施し、監査結果の情報共有に努める

第2節 障害福祉サービス等の進捗状況

1 障害福祉サービスの利用実績

(1) 訪問系サービスの利用状況

▶ 障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	令和3年度（人） （各月平均）	令和4年度（人） （各月平均）	令和5年度（人） （4 - 9月平均）
身体障害者	居宅介護	208	195	191
	重度訪問介護	35	37	40
	同行援護	98	100	101
	行動援護	14	11	12
知的障害者	居宅介護	225	235	248
	重度訪問介護	3	4	6
	同行援護	4	4	4
	行動援護	171	183	206
精神障害者	居宅介護	615	644	657
	重度訪問介護	1	1	1
	同行援護	4	3	2
	行動援護	2	3	6
障害児	居宅介護	58	62	62
	同行援護	1	1	0
	行動援護	66	63	67
難病	居宅介護	3	4	3

※月あたりの平均利用者数

▶ 各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値 （各月平均）	実績値 （各月平均）	見込値 （各月平均）	実績値 （各月平均）	見込値 （各月平均）	実績値 （4-9月平均）
居宅介護	人	1,175	1,109	1,252	1,139	1,334	1,161
	時間	20,840	19,965	21,695	19,929	22,585	19,995
重度訪問介護	人	41	39	42	41	43	47
	時間	9,798	9,236	10,612	10,302	11,493	11,770
同行援護	人	104	107	105	107	105	107
	時間	1,699	1,591	1,752	1,716	1,827	1,786
行動援護	人	276	252	291	260	306	291
	時間	5,748	5,095	5,996	5,374	6,254	6,095

※人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数・利用時間ともに、増加傾向にあります。

(2) 日中活動系サービスの利用状況

▶障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	令和3年度（人） （各月平均）	令和4年度（人） （各月平均）	令和5年度（人） （4 - 9月平均）
身体障害者	生活介護	190	187	189
	自立訓練（機能訓練）	3	3	5
	自立訓練（生活訓練）	3	3	3
	就労移行支援	3	3	2
	就労継続支援（A型）	28	30	32
	就労継続支援（B型）	46	48	58
	就労定着支援	2	3	2
	療養介護	51	54	58
	短期入所（福祉型）	20	19	20
	短期入所（医療型）	4	5	5
知的障害者	生活介護	815	842	854
	自立訓練（生活訓練）	27	29	27
	就労移行支援	16	24	26
	就労継続支援（A型）	137	143	150
	就労継続支援（B型）	199	216	231
	就労定着支援	10	7	3
	療養介護	15	15	14
	短期入所（福祉型）	78	97	122
	短期入所（医療型）	2	3	2
精神障害者	生活介護	160	174	179
	自立訓練（機能訓練）	1	1	0
	自立訓練（生活訓練）	57	52	53
	就労移行支援	57	68	62
	就労継続支援（A型）	97	109	118
	就労継続支援（B型）	333	397	449
	就労定着支援	20	24	21
	短期入所（福祉型）	35	34	32
障害児	短期入所（福祉型）	25	30	39
	短期入所（医療型）	6	8	8
難病	就労継続支援（A型）	1	0	0
	就労継続支援（B型）	1	0	0

※月あたりの平均利用者数

▶各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (4-9月平均)
生活介護	人	1,263	1,165	1,305	1,203	1,349	1,222
	人日	23,069	21,173	23,808	21,828	24,570	22,088
自立訓練 (機能訓練)	人	10	4	11	3	11	5
	人日	150	50	165	55	165	84
自立訓練 (生活訓練)	人	91	87	101	84	112	83
	人日	1,095	1,032	1,219	1,253	1,357	1,162
就労移行支援	人	80	78	82	95	84	90
	人日	1,293	1,275	1,325	1,586	1,357	1,519
就労継続支援 (A型)	人	332	263	370	281	413	300
	人日	6,684	5,087	7,453	5,419	8,311	5,853
就労継続支援 (B型)	人	576	579	648	661	729	738
	人日	8,634	8,086	9,748	9,415	11,066	10,902
就労定着支援	人	25	32	25	33	25	26
療養介護	人	67	66	71	69	75	72
短期入所 (福祉型)	人	202	157	203	179	204	213
	人日	1,731	1,259	1,749	1,235	1,767	1,394
短期入所 (医療型)	人	22	12	23	15	24	15
	人日	106	77	108	78	110	104

※人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

生活介護の利用者数は、養護学校卒業生の進路先、就労困難な障害者の受け皿として日中活動系サービスの核となっている事業であり、今後もこの増加傾向は続くと想定されます。

自立訓練の利用者数は、機能訓練・生活訓練ともに見込値を下回る実績となっています。機能訓練については、市内に利用できる事業所が無く、主として県内にある市外の事業所を利用している人が多い状況です。増加が見られない理由としては、市外に事業所があること、対象者が限定されていること、利用期間が原則1年6か月間と限定されていることが考えられます。

生活訓練の利用についても、利用期間が原則2年間と限定されており、一定の利用はあるものの増加は見られない状況です。

就労系サービスについては、令和3年度以降、受け皿（特に就労継続支援B型）が増加したことにより、利用者の就労の場の選択肢が広がり、大幅に増加したものと考えられます。中でも精神障害者の利用増加が顕著です。

(3) 居住系サービスの利用状況

▶各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (4-9月平均)
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	290	298	314	348	340	388
施設入所支援	人	334	329	336	341	338	339

※月あたりの平均利用者数

※自立生活援助の令和5年度実績は、令和5年度3月時点の見込値

自立生活援助は平成30年から開始された事業であり、令和2年度に1名利用がありました。

共同生活援助の利用者数は、事業所数が増加したことにより利用者も増加しています。今後も地域移行を進めていくために、継続した住まいの確保は重要です。

施設入所支援の利用者数は、介護者の高齢化や重度の障害などの理由により、地域での生活が難しくなった方が入所されるなど、増加傾向にあります。

(4) 相談支援の利用状況

▶各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (各月平均)	見込値 (各月平均)	実績値 (4-9月平均)
計画相談支援	支給 決定者数	3,000	2,798	3,100	2,870	3,200	2,970
	人	710	692	740	707	760	721
地域移行支援	人	6	0	6	0	6	1
地域定着支援	人	7	0	7	0	7	1

※ 人：月あたりの平均利用者数／支給決定者数：3月時点の支給決定者数

※ 地域移行支援、地域定着支援の令和5年度実績は、令和5年度3月時点の見込値

計画相談支援については支給決定者数の増加に伴い見込値を設定しましたが、見込値を下回っています。地域移行支援・地域定着支援については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、院内での対面支援を制限されたこともあり、精神科病院入院者の地域への移行がなかなか進まず、見込値を下回っています。

2 障害児支援等の利用実績等

(1) 障害児支援の利用状況

▶各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	人	963	847	1,117	919	1,271	997
	人日	7,029	5,696	8,154	6,210	9,278	6,770
医療型 児童発達支援	人	2	0	2	0	2	0
	人日	38	0	38	0	38	0
放課後等 デイサービス	人	973	1,064	1,050	1,238	1,135	1,364
	人日	9,340	8,990	10,080	10,350	10,896	10,782
居宅訪問型 児童発達支援	人	6	1	6	1	6	1
	人日	54	2	54	2	54	2
保育所等 訪問支援	人	84	9	89	48	94	55
	人日	184	15	195	81	206	100
障害児 相談支援	支給 決定者数	1,216	1,271	1,358	1,502	1,504	1,522
	人	240	287	250	327	254	357

※ 人：(障害児相談以外) 3月時点の利用者数、(障害児相談) 月あたりの平均利用者数

人日：3月時点の延利用日数／支給決定者数：3月時点の支給決定者数

※ 令和5年度実績は、令和4年度をもとに算出した令和5年度3月時点の見込値

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、実績値をみると利用者数、延利用日数ともに伸びています。児童の相談体制や関係機関の連携が図りやすくなったこと、関係機関や保護者に障害児通所支援事業についての認知が広がったことが利用者の増加につながったと考えられます。

また、保育所等訪問事業については、事業所の増加に伴い利用者も増加しています。児童の集団への適応に対する専門的支援は、ニーズが高いことがうかがえます。

障害児相談支援については、障害児通所支援事業利用者数の増加に伴い増加しています。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

▶見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
配置人数	人	0	0	1	0	1	0

令和元年度より実施されている「奈良県医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者は増えていますが、実際にコーディネーターとして設置していくことが今後の課題となっており、配置に向け検討しています。

3 地域生活支援事業の進捗状況

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施	実施	実施予定

※年間

理解促進研修・啓発事業として講演会のほか、障害福祉サービス事業所による授産品の展示・販売会の開催、ヘルプマークの周知など、障害に関する市民への理解を図っています。

講演会については、令和3年度にはオンライン動画プラットフォームを活用した録画配信、令和4年度には会場とオンラインのハイブリッド開催を実施するなど、多様な方が参加できるように引き続き工夫していきます。

(2) 自発的活動支援事業の実施状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施	実施	実施予定

※年間

「精神科病棟への長期入院者の地域移行」を支援する目的で、精神科病棟への入院者・病院職員・長期入院経験のある精神障害者の相互交流会や精神科を志す看護学生との協働事業を実施している団体を通して、地域の障害者及び支援者の活動を支援しました。

(3) 相談支援等の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	委託か所数 (か所)	8	8	8	9	8	9
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無

※年間

障害児・者らが抱える課題は多様であり、一般相談支援の利用人数は年々増えています。令和5年度、一時的に委託相談支援事業所の数が減少しましたが、10月から1事業所と委託契約を新たに締結しました。今後もさらなる相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

(4) 成年後見制度利用支援事業の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
成年後見制度利用支援事業（報酬助成）	人	16	9	18	10	20	12

成年後見制度利用支援事業については、市長申立ての件数は年度によって差はあるものの5件程度となっており、同事業を利用する方が年々増加しているため、報酬助成は増加傾向にあります。現状としては下半期に報酬助成の申請が多くなっています。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

地域生活支援事業としては実施していませんが、奈良市権利擁護センターにおいて法人後見団体・県社会福祉協議会と協働し、法人後見支援員等（市民後見人）を養成しています。

(6) 意思疎通支援事業の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
手話通訳者派遣事業	延支援 件数	2,500	1,971	2,500	1,963	2,500	1,993
要約筆記者派遣事業	延派遣 件数	39	15	39	34	39	33
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	4

※年間

計画策定時の見込値を下回っているものの、新型コロナウイルス感染症拡大下の不確定な状況で給付量を確保するため、コロナ禍以前同様の申請にも対応可能なよう実績を見込んでおり、十分に目的を果たすことができたと考えられます。これからは感染症対策を行いながら、派遣の要請に応えられる体制を維持し、また、事業の啓発についても努めていく必要があります。

(7) 日常生活用具給付等事業の利用状況

用具名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件	30	24	35	25	35	28
自立生活支援用具	件	80	55	80	51	85	62
在宅療養等支援用具	件	90	55	90	44	90	62
情報・意思疎通支援用具	件	115	96	135	84	155	75
住宅改修費	件	15	8	15	7	15	7
計		330	238	355	211	380	234
排泄管理支援用具	件	9,400	8,506	9,785	8,384	10,170	8,390
合計		9,730	8,744	10,140	8,595	10,550	8,624

※年間

日常生活用具給付等事業については、実績が見込みを下回っています。これは近年の給付実績が毎年増減し、推移が一様でないため実績を見込みづらいことに起因します。これからも在宅の障害者へ適切な日常生活支援用具を給付していくよう努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業の実施状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
入門講座参加者数	人	40	29	40	24	40	36
基礎講座参加者数	人	20	21	20	15	20	16

※年間

入門講座参加者数、基礎講座参加者数については、いずれも見込値を下回った実績となっています。手話奉仕員養成講座は、手話通訳者養成につながる重要な役割があり、より多くの市民が講座を受講されるよう、今後も周知啓発に努めます。

(9) 移動支援事業の利用状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
年間の実利用者数	人	1,215	1,076	1,230	1,135	1,245	1,153
月間平均利用時間数	時間	8,000	7,331	8,200	7,897	8,300	8,243

※年間

移動支援事業の利用状況は、見込値を下回っています。支給決定者の全員が毎月利用しているわけではなく、突発的な需要発生に備えて申請をしている人もいます。直近3か年は突発的な利用が少なかったため、見込値を下回っていると考えます。

(10) 地域活動支援センター事業の利用状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値 (見込み)
月平均利用者数	人	55	49	55	45	55	43
か所数	か所	2	2	2	1	2	1

地域活動支援センターの利用者数については見込値を下回っていますが、委託先のセンターはほぼ定員に達しています。令和4年度に委託先のセンターが1か所廃止されたことに伴い、利用実績も減少しています。引き続き市内の委託先を確保できるよう努めていきます。

第4章

計画の成果目標（令和8年度末）

第4章 計画の成果目標（令和8年度末）

第1節 成果目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即しつつ、本市の実状を鑑みて、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う観点から、地域生活の支援体制の構築や就労支援といった課題に対応するた

め、令和8年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる目標を設定します。

第2節 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、住居確保に向けて関係機関と連携し必要な支援を受け

ることができるよう努めます。一方で施設入所による支援が不可欠な障害者がある現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

● 地域生活への移行者数の目標

目標値については、国の基本指針を踏まえ、令和4年度末施設入所者数（343人）の7%となる24人と設定します。

入所者の高齢化に伴い、地域への移行先も様々である現状も見えてきました。そのため、本人の希望に応じて情報提供を行えるよう、相談支援の充実を図ります。また、今後も施設入所者の実態把握と課題の整理に努め、本人を取り巻く支援者全体で本人が希望する暮らしを支えていけるよう、地域移行支援サービス事業者や奈良市地域自立支援協議会との連携を視野に入れた働きかけを行います。

[目標]

【基準】 令和4年度末入所者数 343人	
地域生活移行者数（令和8年度末）	24人（7%）

《国の基本指針》

令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する

● 施設入所者数の削減目標

施設入所者数は、令和2年度当初331人から令和4年度末343人の3か年で12人増加しているのが現状です。引き続き、施設入所者の地域移行を進めることで入所者数の減少は見込まれます。しかし、介護者や障害者本人の高齢化などの理由により、現在の社会資源では地域生活を続けられなくなる障害者がいること、また、障害児入所施設の利用者が18歳に達したことにより移行先が必要になることなどにより、新たな入所者の増加が見込まれることから、前計画と同様に施設入所者の削減数については目標を設定しないことにしました。

[目標]

【基準】 令和4年度末入所者数 343人	
施設入所者数（令和8年度末）	削減数の設定はしない

≪国の基本指針≫
 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

共同生活援助（グループホーム）については、受け皿が増加していることから利用者も増加する見込みです。そのような現状や事業所へのアンケート等を踏まえて、奈良市地域自立支援協議会では、

社会の資源を活用した多様な居住のあり方について検討しています。また、奈良市精神保健福祉連絡協議会では、未治療や医療中断を予防するための方策について検討を重ねています。

今後も奈良市地域自立支援協議会、奈良市精神保健福祉連絡協議会と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取組を進めていきます。

[活動指標]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年
精神障害者の地域移行支援（人/月）	1	2	2
精神障害者の地域定着支援（人/月）	1	2	2
精神障害者の共同生活援助（人/月）	89	104	121
精神障害者の自立生活援助（人/月）	2	2	2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）（人/月）（新）	59	62	65

《 国の基本指針 》

- ・ 令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・ 令和8年度末までに精神病床の1年以上入退院患者数を設定
- ・ 令和8年度末までに早期退院率が3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

3 地域生活支援の充実

障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等の整備について協議を進めてきました。特に緊急時の受入れについては、新型コロナウイルス感染症まん延時の経験を踏まえて、本市の資源を活用した体制の整備が急務になっております。令和8年度末までの設置に向け、整備手法や協力事業所の選定など具体的なあり方について奈良市地域自立支援協議会等の協

力を得て、取り組んでいきます。

また、強度行動障害者への支援体制の整備を進めるために、今回実施した事業者へのアンケートを参考にして、当事者の支援ニーズを把握するように努めます。

なお、生活介護、短期入所（福祉型、医療型）、共同生活援助については、強度行動障害者や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の実利用人数を把握することができていません。国の指針を踏まえ、上記ニーズの把握等を参考にし、今後設定できるよう努めます。

[目標]

地域生活支援拠点等の整備予定数	1 か所
検討回数 ※地域生活支援拠点等の整備後	1 回／年以上
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握（新）	当事者の支援ニーズを把握するために、アンケートなどを実施するよう努める

<p>≪ 国の基本指針 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに各市町村に整備し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証・検討を実施 強度行動障害者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める（新） 	
--	--

4 福祉施設から一般就労への移行等

今まで継続してきた奈良市地域自立支援協議会への参加や必要な情報提供を今後も続け、ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

● 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、一般就労への移行に向けて国の基本指針に則し、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍とすることを基本とします。

[活動指標]

	合計数	就労移行	就労 A 型	就労 B 型
【基準】令和3年度実績	54 人	33 人	8 人	13 人
【目標】一般就労への移行者数	70 人 (1.28 倍)	43 人 (1.31 倍)	10 人 (1.29 倍)	17 人 (1.28 倍)

《国の基本指針》

- ・ 令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から一般就労へ移行（うち就労移行支援事業：1.31倍以上、就労A型1.29倍以上、就労B型：1.28倍以上）
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所が5割以上

● 就労定着支援事業の利用者の増加目標

障害者の一般就労への定着は、地域で暮らしていくために重要な要素となります。一般就労に移行した障害者が、地域や職場で必要なサポートを受けられるよう、就労定着支援事業のさらなる展開に向けて周知を図るとともに、利用の促進に取り組んでいきます。

[目標]

【基準】 令和3年度実績	38人
【目標】 利用者数	54人 (1.41倍)

《国の基本指針》

令和8年度末までに令和3年度末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用

● 職場定着率の目標

就労定着支援の利用者がこれまでより効果的な支援を受けることができるよう、奈良市地域自立支援協議会を通じて支援者のノウハウを共有する場等をもちます。

就労定着支援事業の就労定着率[※]に関する成果目標は、国の基本指針に則して25%とします。

※ 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

[目標]

就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所の割合	目標値
	25%

《国の基本指針》

令和8年度末までに就労定着支援事業利用終了後の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所が2割5分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を整備するために、児童発達支援センターを中心とした重層的支援体制を構築すること、重度心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所を増加させること、医療的ケア児の支援体制を構築することに注力します。

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進についての目標

本市にある4つの児童発達支援センターの特徴を生かし、今後も児童発達支援センターを中心に通所事業所との緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を目指していきます。保育所等訪問支援事業については、事業所と学校等の子どもの所属機関の連携・支援内容の共有・環境整備等の調整が促進されるよう体制の整備に努め、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

《国の基本指針》

- ・ 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置
- ・ 保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築（新）

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標

主に重症心身障害児の発達支援を提供する事業所は、児童発達支援事業所は4か所、放課後等デイサービス事業所は5か所あります。重症心身障害児の発達支援を提供する事業所に対して、事業所アンケートでニーズの高かった研修の機会を提供する等のサポートを行い、事業所が十分なサービスを提供できるよう努めていきます。

《国の基本指針》

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上確保

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置についての目標

奈良市地域自立支援協議会での医療的ケア児に関する連携会議の継続と保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関と連携を図りながら支援を検討していきます。また、コーディネーター養成研修修了者等を実際にコーディネーターとして相談支援事業所等に配置できるよう努めていきます。

《国の基本指針》

令和8年度末までに、市町村及び圏域ごとに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の確保のため、現在、市では8か所の委託相談支援事業所と1か所の基幹相談支援センターを設置しています。委託相談支援事業所は、福祉サービス利用の有無に関わらず、その人らしい生活を実現するための支援を行います。また、地域の支援機関に対して相談支援や障害特性等に関する助言等を行います。

令和4年度に設置した基幹相談支援センターでは、多機関協働や連携体制の強化、地域生活支援拠点の整備等に取り組

んでいます。

計画相談に対する市民のニーズは、市民アンケートにおいて高くなっています。委託相談支援事業所、基幹相談支援センターとの共有会議を通して、サービス利用者が円滑に利用できるよう既存の相談支援事業所へのつなぎ方、相談支援事業所へのバックアップ体制、相談支援事業所・委託相談支援事業所・基幹相談支援センター・行政の役割の整理など引き続き検討していきます。

[目標及び活動指標]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる相談支援体制強化に関する会議の開催（新）	3回／年	3回／年	3回／年
協議会における個別事例検討会の実施（新）	12回／年	12回／年	12回／年

《国の基本指針》

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新）

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

適正な障害福祉サービス等を提供することができるよう、障害者総合支援法や障害福祉サービスの研修に市職員を参加させています。これからもその他機関が実施する研修に引き続き参加します。

また、障害福祉サービス事業所及び障

害児通所支援事業所等については、事業所等が自ら適正な運用を行うよう必要な情報の提供に努めるとともに、調査や監査などを必要に応じて実施し、監査結果を共有します。

[活動指標]

奈良県が実施する研修その他の研修への職員の参加	実施
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
指導監査を受けた行政処分結果の通知	実施

《国の基本指針》

各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第5章

障害福祉サービスの見込み及び確保方策

第5章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

第1節 サービス見込値設定の考え方

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を踏まえて見込値を設定します。また、見込値については、これま

での取組をさらに推進するものとなるよう、近年の実績・伸び率、アンケート調査結果、地域の実情も踏まえることとします。

第2節 訪問系サービス

1 居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

サービス名：居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者	障害支援区分1（障害児はこれに相当する心身の状態）以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人

サービス名：重度訪問介護

サービス内容	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
対象者	障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者及び知的又は、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人

サービス名：同行援護

サービス内容	移動の著しく困難な視覚障害者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。
対象者	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人

サービス名：行動援護

サービス内容	障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
対象者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上で一定の要件を満たしている人

サービス名：重度障害者等包括支援

サービス内容	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
対象者	障害支援区分6該当者のうち、意思疎通に著しい困難がある人で、以下のいずれかに該当する人 ①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺、寝たきり状態にある人のうち、人工呼吸器による呼吸管理をしている身体障害者または最重度知的障害者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連等項目の合計点数が10点以上の人

▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

利用者数及び利用時間については、障害の重度化や介護者の高齢化及び障害者の社会参加の必要性から増加を見込んでおり、サービス提供については、より上質の支援の提供が行われるよう事業所に啓発するとともに、利用者の状態や状況に応じて、サービス等利用計画をもとに、

適切な支給決定を行っていきます。

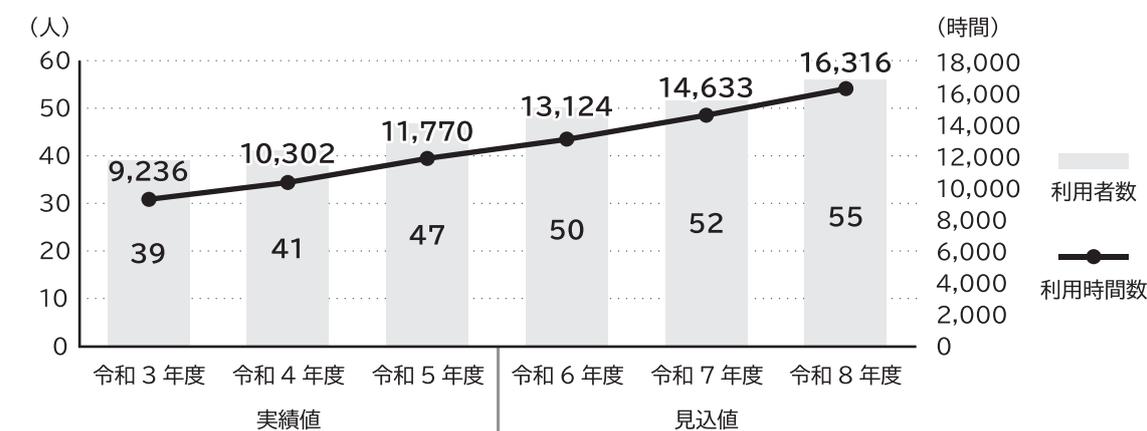
重度障害者等包括支援については、市内に事業者がないため利用者を見込んでいません。対象者については、重度訪問介護事業やその他のサービスを組み合わせ利用されている状況です。

居宅介護 人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間



※令和5年度の実績値は見込み

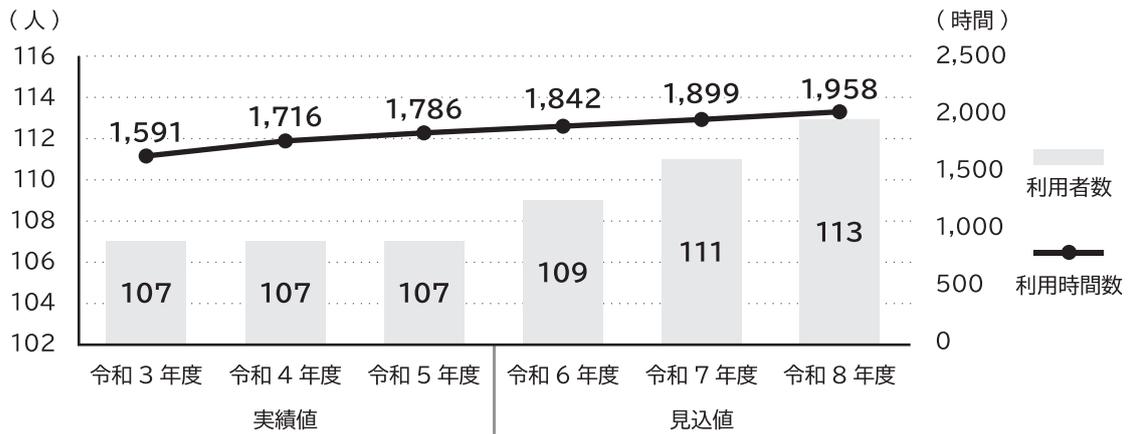
重度訪問介護 人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間



※令和5年度の実績値は見込み

同行援護

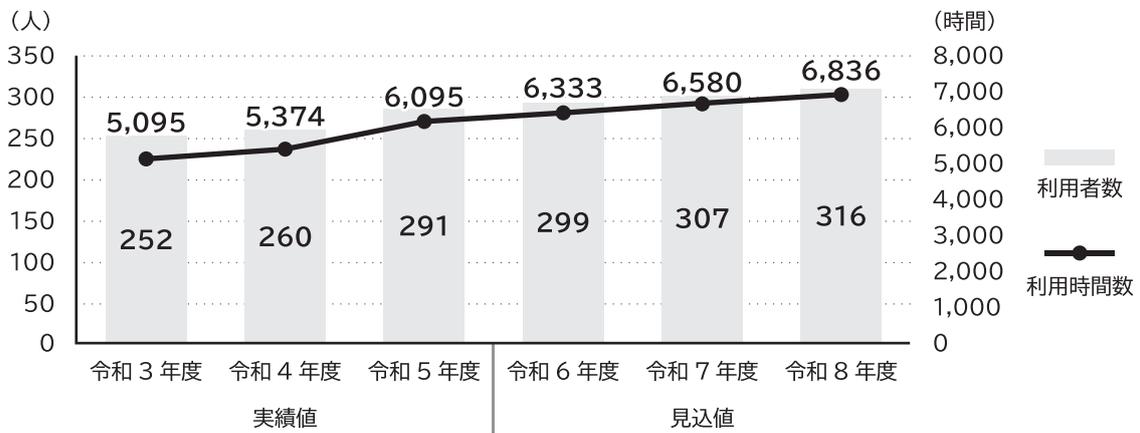
人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間



※令和5年度の実績値は見込み

行動援護

人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間



※令和5年度の実績値は見込み

▶障害福祉サービス等の見込値 訪問系サービス

人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	1,193	1,226	1,261
	時間	20,555	21,130	21,722
重度訪問介護	人	50	52	55
	時間	13,124	14,633	16,316
同行援護	人	109	111	113
	時間	1,842	1,899	1,958
行動援護	人	299	307	316
	時間	6,333	6,580	6,836
重度障害者等包括支援事業	人	0	0	0
	時間	0	0	0

第3節 日中活動系サービス

1 生活介護

サービス名：生活介護

サービス内容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、 ①障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上） ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

サービスは年々増加傾向にあり、年間20人程度の利用者の増加を見込んでいます。

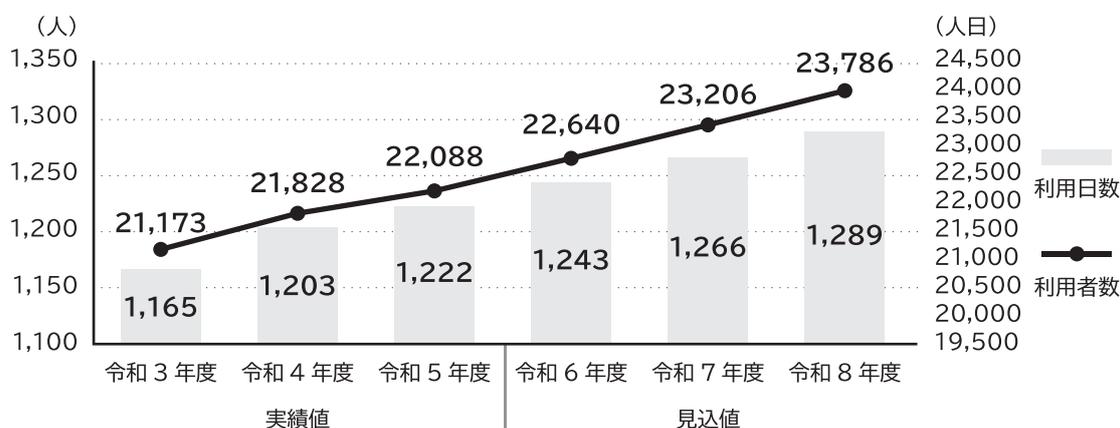
障害者の個々の特性に応じたより質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動

内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

重度障害者を受け入れる事業所は本人とのマッチングが難しく、少ない状況です。そのため、当市では重度障害者が利用できる事業所の確保に取り組んでいきます。

生活介護

人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数



※令和5年度の実績値は見込み

2 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

サービス名：自立訓練（機能訓練）

サービス内容	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者で、</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</p>

サービス名：自立訓練（生活訓練）

サービス内容	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者で、</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校（養護学校）を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等</p>

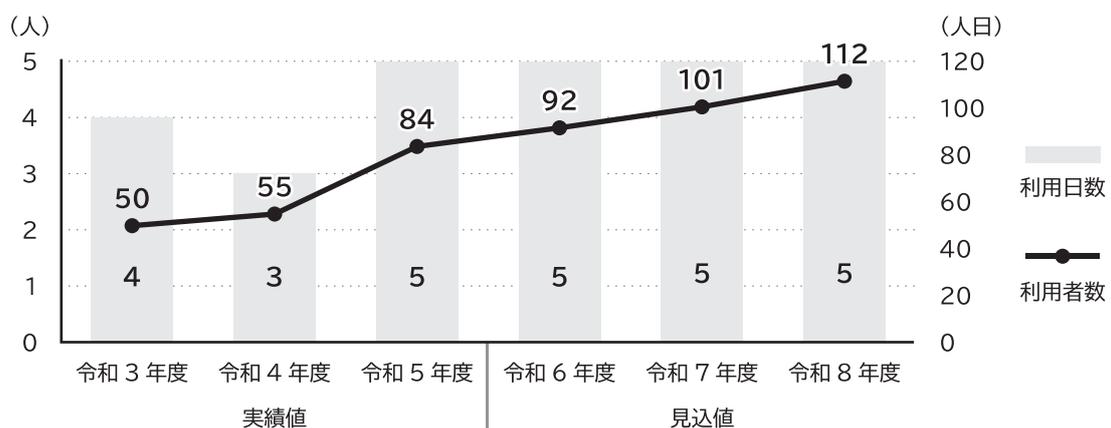
▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

自立訓練（機能訓練）については市内に事業所も無く、利用者数は大幅な増加はないものと考えます。

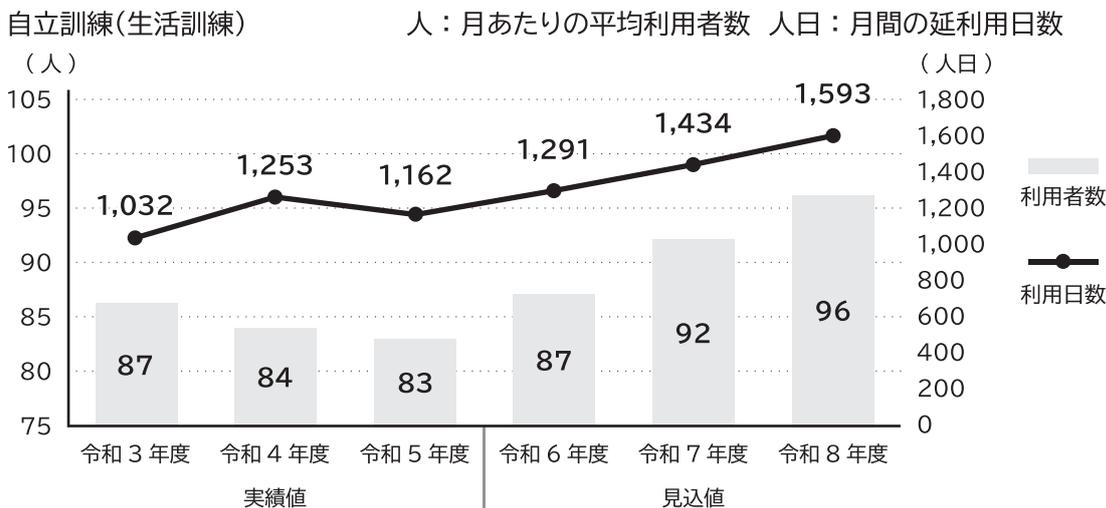
自立訓練（生活訓練）については、利用者は増加すると見込まれますが、サービス利用期間が原則2年と限定されてい

ることに加え、新規参入の事業所も出ていないことから、急激な増加とならず微増で推移していくと考えられます。今後、訓練期間中の相談支援体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

自立訓練（機能訓練） 人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数



※令和5年度の実績値は見込み



3 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援（新）

サービス名：就労移行支援

サービス内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象者	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人

サービス名：就労継続支援A型

サービス内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に 65 歳未満）で、 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

サービス名：就労継続支援B型

サービス内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人で、 ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人 ③ ①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または障害基礎年金 1 級を受給している人

サービス名：就労定着支援

サービス内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
対象者	<p>就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人で、</p> <p>①就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の人</p> <p>②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人</p>

サービス名：就労選択支援（※令和 7 年度開始）

サービス内容	本人の強みや課題、必要な配慮などについて、本人と支援側が共に整理・評価することで、本人が一般就労や障害福祉サービスを自ら選択し、適切なサービス等につなげます。
対象者	<p>就労継続支援 B 型を利用する意向のある人</p> <p>（令和 9 年度以降、対象者が段階的に拡大される予定）</p>

▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

就労移行支援については、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等との連携を図ることで利用者数の増加は見込めますが、サービス利用期間が原則2年と限定されていることから、急激な増加はないと考えられます。

障害者の一般就労への移行を促進するため、奈良市地域自立支援協議会を通じた情報提供と並行して、障害者雇用についての啓発を市内企業に対し引き続き実施していきます。また障害者雇用を検討している企業での職場体験実習を通して、相互理解を深めた上での就労に繋げるよう努めていきます。

就労継続支援 A 型は、事業所はサービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため運営面での工夫が必要となりますが、利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であり、利用者数の増加を見込んでいます。

就労継続支援 B 型は、本来の就労移行

支援の機能と共に、就労移行支援事業を利用したが就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいます。

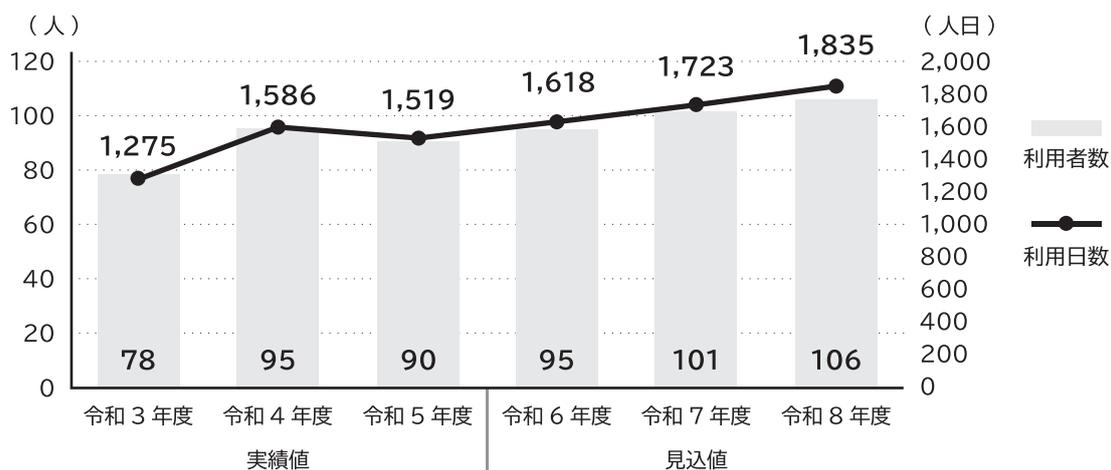
就労継続支援（A 型・B 型）においては、事業所で生産・製作された食品・物品等や、事業所から提供されるサービスについて、市役所内での優先調達や共同受注窓口の活用を促進するほか、本庁舎内で常設販売のスペースを確保する等、事業所等と連携しながら、工賃（賃金）の維持・向上に寄与していきます。

就労定着支援については、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

就労選択支援については、令和7年度の新設事業となりますが、障害者が各人の能力や特性に応じた就労先に繋がるよう、事業所・行政・企業等との連携を図っていきます。

就労移行支援

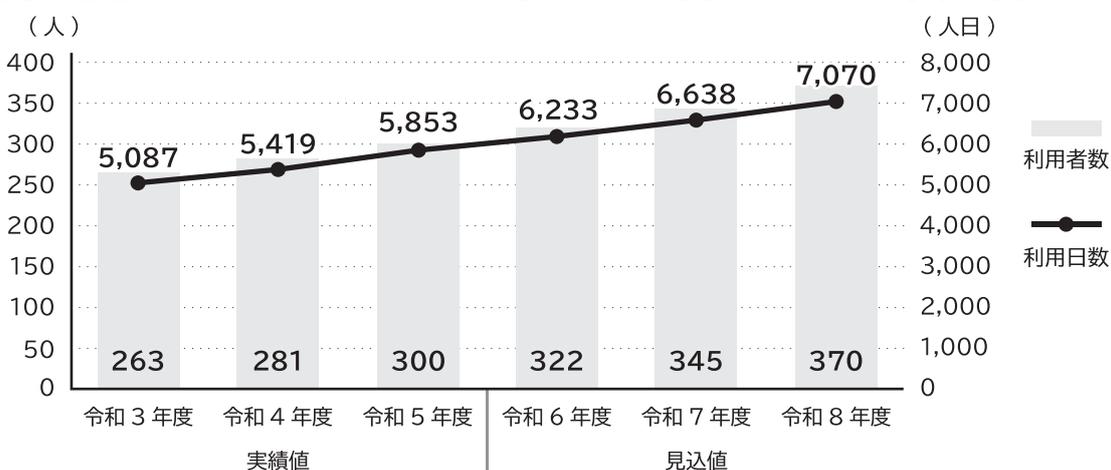
人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数



※令和5年度の実績値は見込み

就労継続支援(A型)

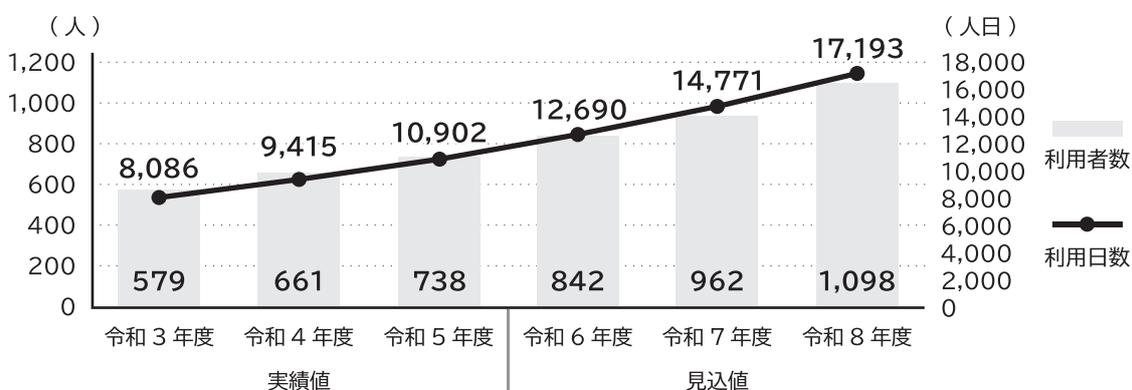
人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数



※令和5年度の実績値は見込み

就労継続支援(B型)

人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

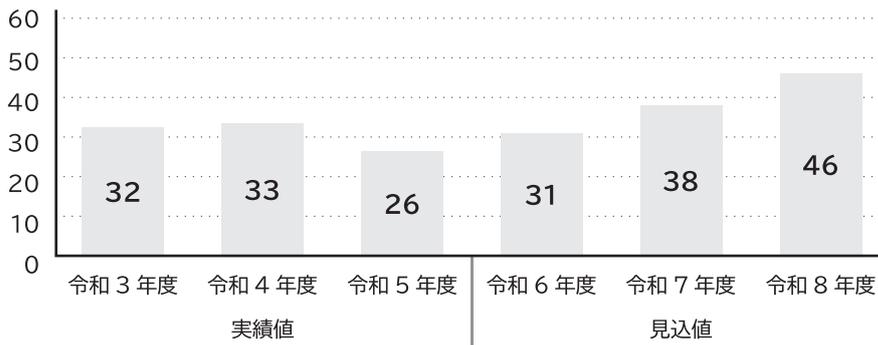


※令和5年度の実績値は見込み

就労定着支援

人：月あたりの平均利用者数

(人)

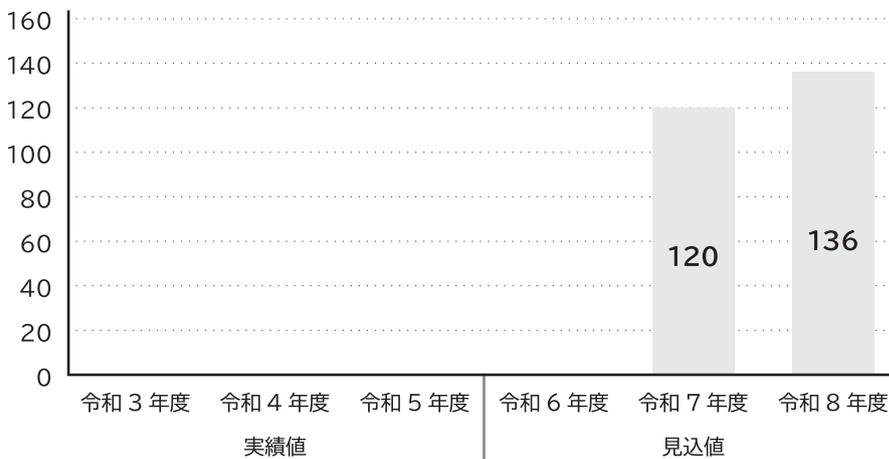


※令和5年度の実績値は見込み

就労選択支援

人：月あたりの平均利用者数

(人)



4 療養介護

サービス名：療養介護

サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
対象者	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の人

▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

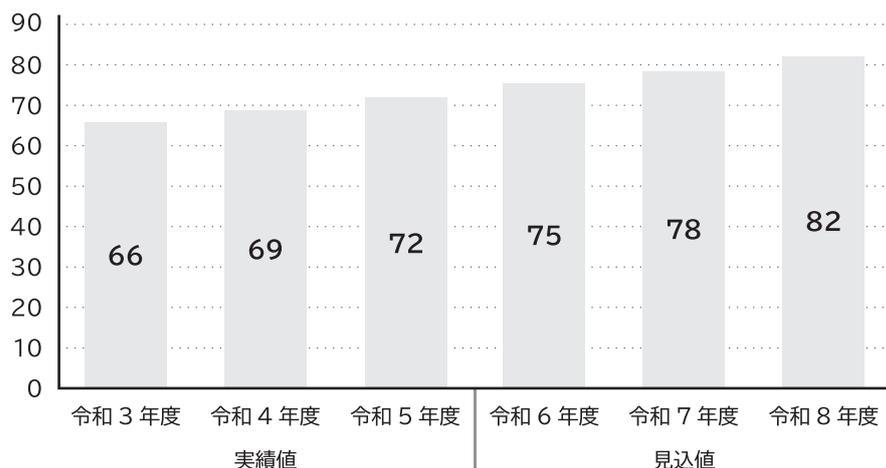
療養介護事業は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所

の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関と連携しサービスの利用に繋がるよう努めます。

療養介護

人：月あたりの平均利用者数

(人)



※令和5年度の実績値は見込み

5 短期入所（ショートステイ）

サービス名：短期入所（ショートステイ）

サービス内容	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害支援区分1以上の障害者及び厚生労働大臣が定める区分1以上の障害児

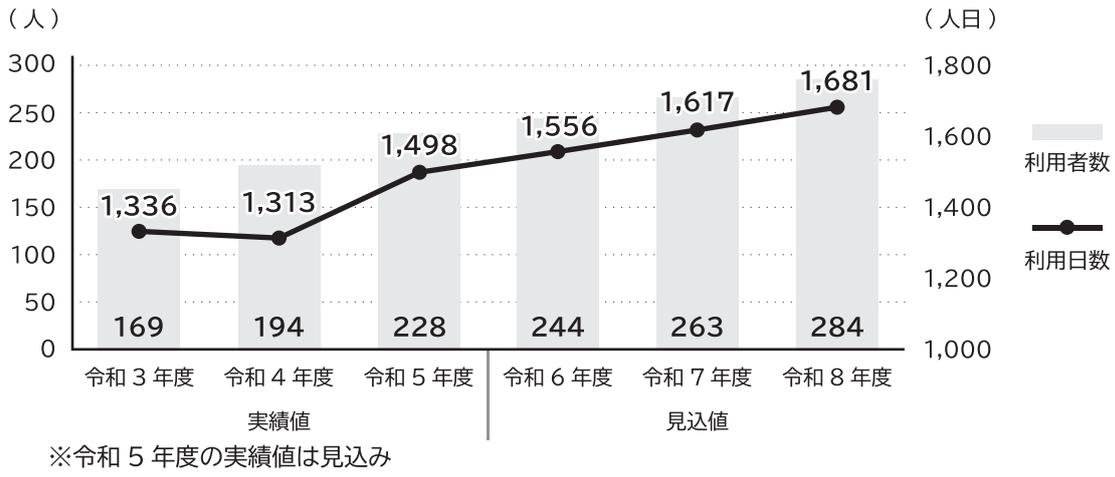
▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

短期入所（福祉型）については、障害者の介護者等の事情により利用する場合と、将来施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合があります。重要なサービスとして位置付けられている事業です。介護者等の高齢化に伴い、今後さらに緊急時の受入れ等の必要性も高まってくると考えられます。そのため、施設の空き状況の把握方法を検討する等、既存の資源の活用について考え

ていきます。

短期入所（医療型）については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害児・者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関と連携しサービスの利用に繋がるよう努めます。

短期入所（ショートステイ） 人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数



▶障害福祉サービス等の見込値 日中活動系サービス

人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	1,243	1,266	1,289
	人日	22,640	23,206	23,786
自立訓練（機能訓練）	人	5	5	5
	人日	92	101	112
自立訓練（生活訓練）	人	87	92	96
	人日	1,291	1,434	1,593
就労移行支援	人	95	101	106
	人日	1,618	1,723	1,835
就労継続支援（A型）	人	322	345	370
	人日	6,233	6,638	7,070
就労継続支援（B型）	人	842	962	1,098
	人日	12,690	14,771	17,193
就労定着支援	人	31	38	46
就労選択支援（新）	人	-	120	136
療養介護	人	75	78	82
短期入所（福祉型）	人	224	236	248
	人日	1,451	1,511	1,573
短期入所（医療型）	人	20	27	36
	人日	105	106	108
短期入所 計	人	244	263	284
	人日	1,556	1,617	1,681

6 特定障害福祉サービスにおける総量規制について

特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）については、適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、障害者総合支援法第36条及び第37条に基づき、障害福祉計画に必要なサービスの量をあらかじめ定め、新規指定や指定の変更申請（定員の増加）があった場合に、必要量に既に達しているか、またはその指定等によって必要量を超えることになると認めるとき、その他障害福祉計画の

達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定等をしないことができると規定されており、このことを「総量規制」と呼びます。

この総量規制について、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定後、既指定分の利用定員が計画に定める必要量を超える特定障害福祉サービスについては、利用者数の推移等を勘案し、総量規制を実施する場合があります。

第4節 居住系サービス

1 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

サービス名：自立生活援助

サービス内容	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
対象者	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者

サービス名：共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	夜間や休日、共同生活を行う住居で行われる、相談や日常生活上の援助を行います。
対象者	障害者（身体障害者は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人）

サービス名：施設入所支援

サービス内容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者	①原則として、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上） ②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である人

▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

障害者の地域移行にあたり、共同生活援助（グループホーム）の整備は重要課題の一つとなっています。障害者が安心して生活できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

自立生活援助については、地域移行にあたり必ずしも利用する必要はなく、過去の利用実績がないことで利用者事業者の双方でサービスのメリット等をイメージすることが難しいのではないかと懸念もあります。そのため、選択肢の一つとなるよう情報提供に努めます。

グループホームについては、事業所数が増加していますが、一人で暮らしたいというニーズをもった重度の障害者が入居できる事業所はまだ少ない状況です。

また、施設入所支援については、本市においてはグループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者のニーズがあるという現状を踏まえ、地域生活への移行を進めていくと同時に、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

自立生活援助

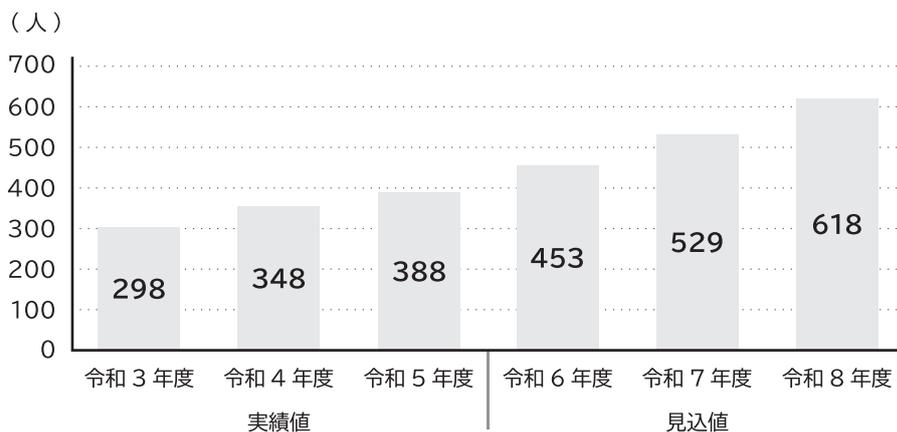
人：月あたりの平均利用者数



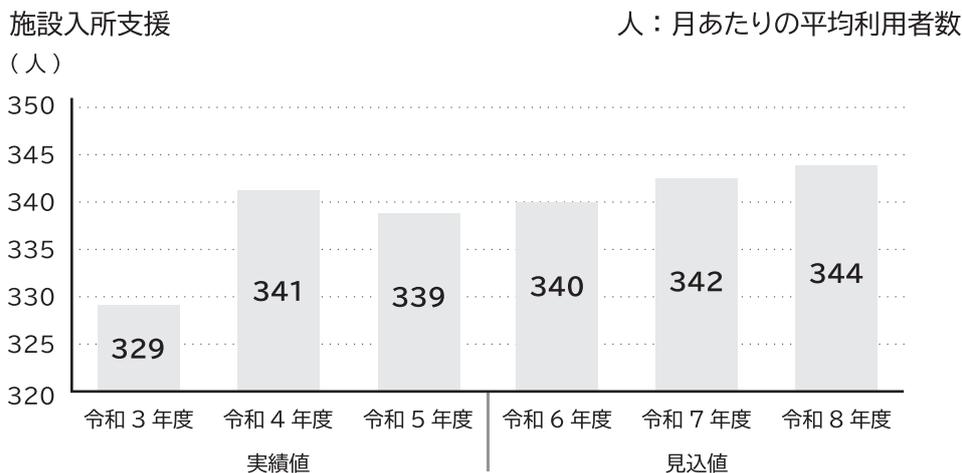
※令和5年度の実績値は見込み

共同生活援助（グループホーム）

人：月あたりの平均利用者数



※令和5年度の実績値は見込み



※令和5年度の実績値は見込み

▶障害福祉サービス等の見込み 居住系サービス

人：月あたりの平均利用者数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	2	2	2
共同生活援助 （グループホーム）	人	453	529	618
施設入所支援	人	340	342	344

第5節 相談支援

1 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス名：計画相談支援

サービス内容	<p>障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
対象者	<p>障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p> <p>地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p>

サービス名：地域移行支援

サービス内容	<p>障害者支援施設、精神科病院等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p>
対象者	<p>障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人）</p>

サービス名：地域定着支援

サービス内容	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
対象者	居宅において単身で生活する障害者や居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込めない状況にある障害者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人

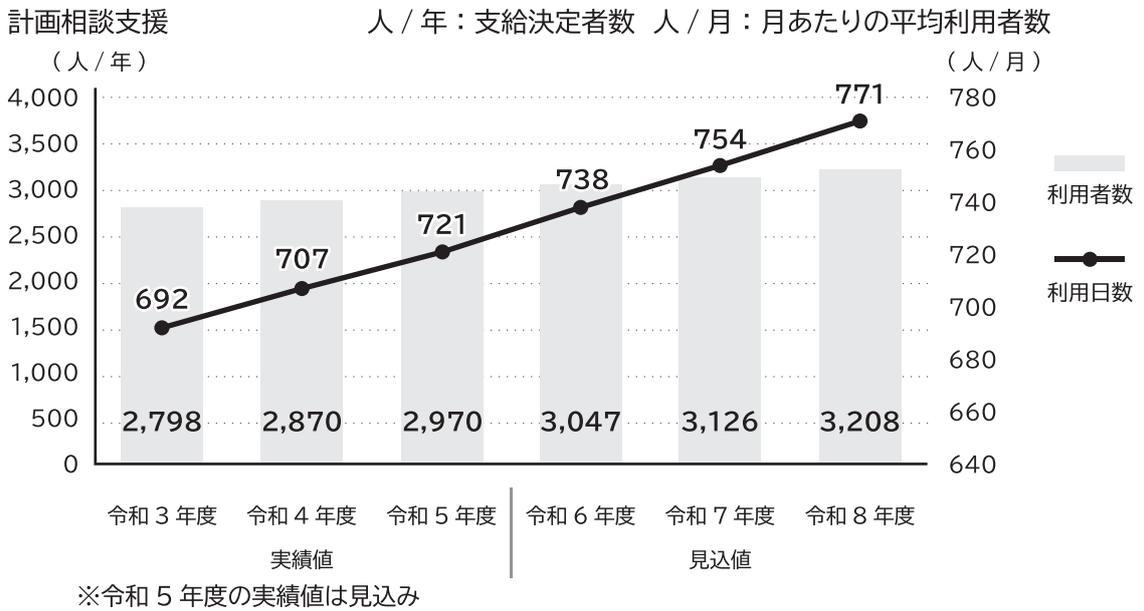
▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員に対して相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案又はそれ以外の者が作成するセルフプランの提出が必須となっているため、サービス利用者の増加と連動するものとして見込値を設定しています。

精神科病院入院者の地域移行支援については、地域への受入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をし

ている精神障害者の退院と社会復帰を医療機関や保健所、障害者の相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し進めていきます。

地域定着支援利用者についても、施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしへ移行した障害者等に対し、サービスの利用についての周知を図ります。



地域移行支援

人：月あたりの平均利用者数



※令和5年度の実績値は見込み

地域定着支援

人：月あたりの平均利用者数



※令和5年度の実績値は見込み

▶障害福祉サービス等の見込値 相談支援

人：月あたりの平均利用者数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	支給決定者数	3,047	3,126	3,208
	人	738	754	771
地域移行支援	人	1	2	2
地域定着支援	人	1	2	2

※ 支給決定者数：3月時点の支給決定者数

第6章

障害児支援の見込み及び確保方策

第6章 障害児支援の見込み及び確保方策

第1節 サービス見込値設定の考え方

障害の早期発見や相談体制の充実、保護者の早期療育への意識の高まりや多様なサービスの提供により療育支援に対するニーズが高くなっています。療育支援を必要とする児童の障害特性や生活する環境等に応じ、適切な療育や切れ目ない支援が提供できるよう、通所事業所や関係機

関等と支援体制の充実に努め障害児通所支援事業を推進していきます。

障害児相談支援は、支援利用計画の作成やモニタリングなど適切かつ丁寧な関わりが必要とされます。奈良市地域自立支援協議会や関連機関と連携し療育の場の質的向上や相談支援体制の充実に努めます。

第2節 障害児通所支援・障害児相談支援等

1 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

サービス名：児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
対象者	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児

サービス名：放課後等デイサービス

サービス内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
対象者	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児

サービス名：居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
対象者	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童

サービス名：保育所等訪問支援

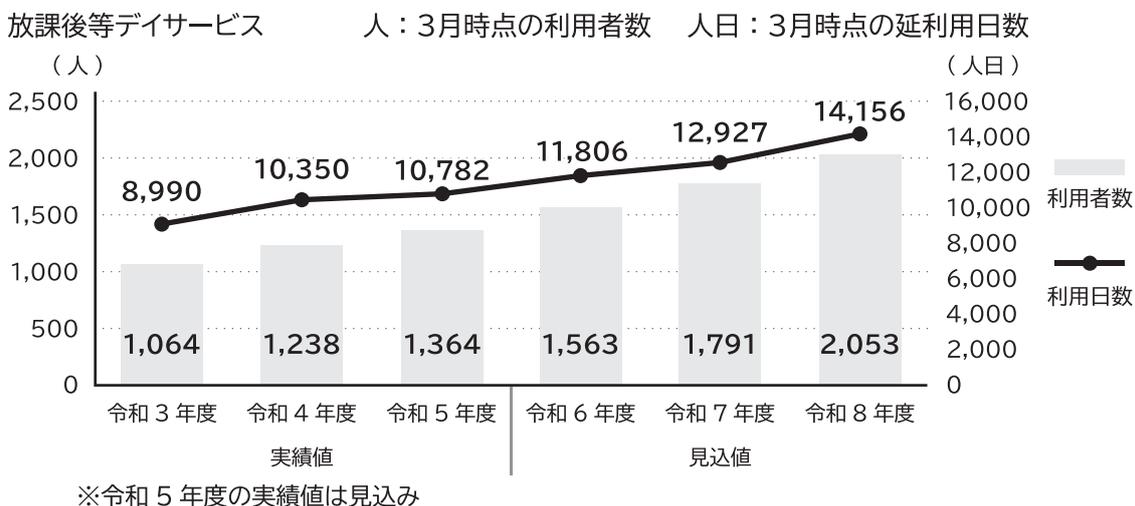
サービス内容	保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
対象者	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児

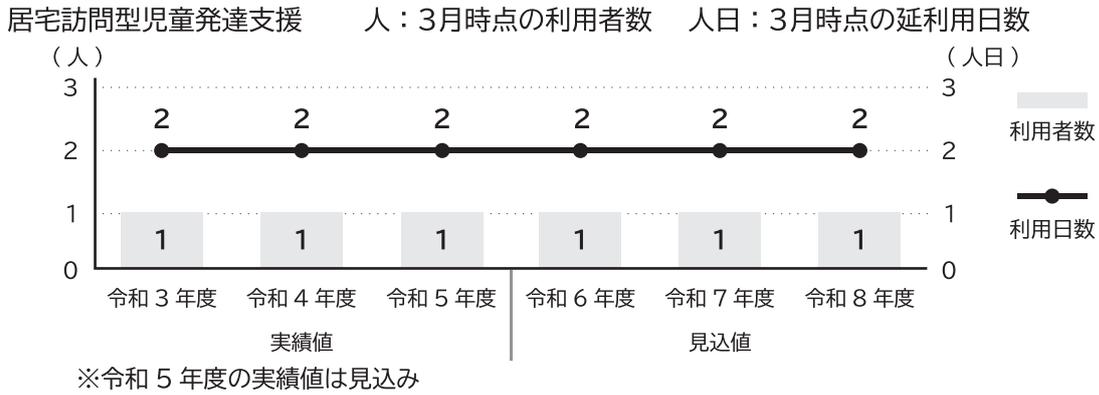
▶今後のサービス見込値とその確保のための方策

児童発達支援については、幼児期の相談体制や母子保健・子育て・保育部門との連携がすすみ、保護者の気づきや支援者の早期発見等により相談や利用が増加しています。放課後等デイサービスについても、関係機関の事業の認知や児童や保護者のニーズ等から増加しています。保育所等訪問支援は、児童が所属する場への適応に不安がある保護者のニーズが高く著しく増加しています。

また、障害児通所支援事業所は年々増加しており、専門性のある個別療育や学習・

就労を見据えた支援内容等の多様な内容を展開し、親子のニーズが高いことからすべての事業において今後も増加が見込まれます。重症心身障害児等・医療的ケア児等についても発達支援の機会が確保されるよう関係機関や事業所と連携を密にし、サービス量の確保や既存の体制が維持できるように努めます。今後、子どもにとって適切なサービスが提供できるよう事業所や関係機関等と連携し支援体制の充実に努めます。





2 障害児相談支援

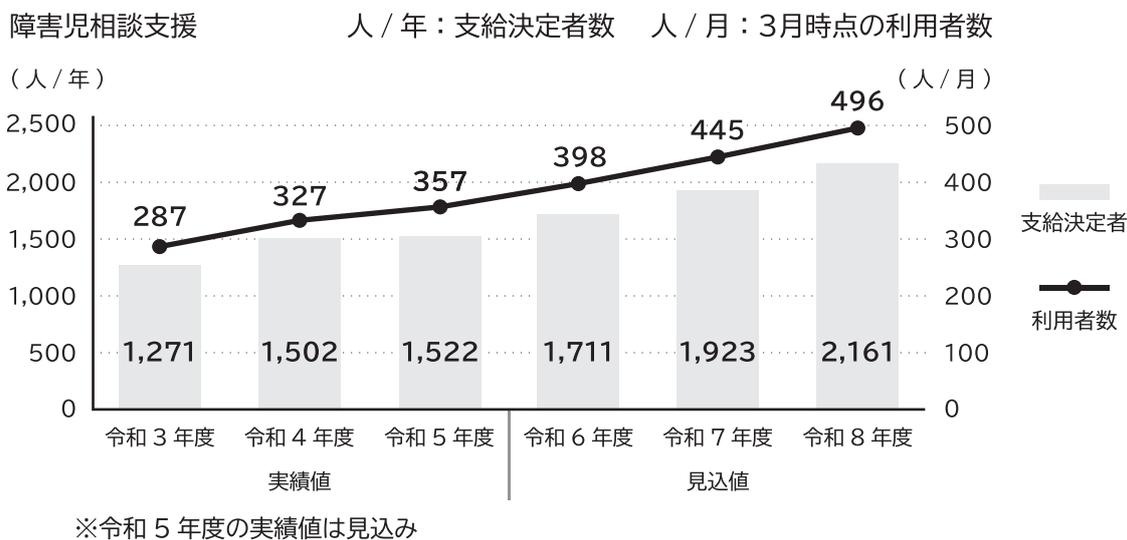
サービス名：障害児相談支援

サービス内容	障害児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
対象者	障害児通所支援を申請した障害児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた人

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

障害児相談支援事業所は、児童の対応年齢や障害特性などから、各事業所の専門性を生かした相談援助が実施されています。児童の障害特性や保護者のニーズ、

子育ての環境等が多様化するなかで適切なサービスを提供していくためにも、奈良市地域自立支援協議会や関係機関等と相談支援体制の向上に努めていきます。



▶障害福祉サービス等の見込量 障害児支援

人：3月時点の利用者数 人日：3月時点の延利用日数

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害児支援	児童発達支援	人	1,082	1,174	1,273	
		人日	7,379	8,043	8,767	
	放課後等デイサービス	人	1,563	1,791	2,053	
		人日	11,806	12,927	14,156	
	居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	
		人日	2	2	2	
	保育所等訪問支援	人	127	292	671	
		人日	229	526	1,208	
	障害児相談支援	支給決定者数		1,711	1,923	2,161
		人		398	445	496

- ※ 障害児相談支援
- ・支給決定者数 …3月時点の支給決定者数
 - ・人…月あたりの平均利用者数

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

▶今後の見込値とその確保のための方策

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるようコーディネーターを配置し、その支援に努めます。

▶障害福祉サービス等の見込値 障害児支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置 人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		1	1	1

4 特定障害児通所支援における総量規制について

特定障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、児童福祉法第21条の5の15及び第21条の5の20に基づき、障害児福祉計画に必要なサービスの量をあらかじめ定め、新規指定や指定の変更申請（定員の増加）があった場合に、必要量に既に達しているか、またはその指定等によって必要量を超えることになると認めるとき、その他障害児福祉計画

の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定等をしないことができると規定されており、このことを「総量規制」と呼びます。

この総量規制について、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定後、既指定分の利用定員が計画に定める必要量を超える特定障害児通所支援については、利用者数の推移等を勘案し、総量規制を実施する場合があります。

第7章

地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第7章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第1節 サービス見込値設定の考え方

地域生活支援事業の見込値については、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、

これまでの取組をさらに推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

第2節 市町村必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

事業名：理解促進研修・啓発事業

事業内容 市民等の障害者福祉への関心と理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図ります。

対象者 地域住民

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

毎年、講演会・セミナーの開催及び障害者週間に合わせた展示・授産品の販売を行っています。令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

改正法が施行されることを受け、より一層、合理的配慮の提供や障害について周知を行い、共生社会の実現を図ります。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

事業名：自発的活動支援事業

事業内容 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対し助成を行います。

対象者 障害者やその家族又は市民

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

現在は、「精神科病棟への長期入院者の地域移行」を支援する目的で、精神科病棟への入院者・病院職員・長期入院経験のある精神障害者の相互交流会や精神科を志す看護学生との協働事業を実施して

いる団体の取組に対し支援をしています。今後も共生社会の実現を図り、障害者の自立を支援するために、自発的活動の支援を継続していきます。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

3 相談支援事業

事業名：障害者相談支援事業

事業内容	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等や関係者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
対象者	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者など

事業名：市町村相談支援機能強化事業

事業内容	相談支援事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援事業所に対し指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
対象者	障害者相談支援事業の対象者に加え、相談支援事業者や地域の相談機関等

事業名：住宅入居等支援事業

事業内容	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。
対象者	障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難なもの

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業として、委託相談支援事業所が、障害者等が生活するうえで抱える問題に対し必要な情報の提供及び助言、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施していきます。今後は相談支援体制の強化に向けて、委託相談支援事業所の委託か所数の増加に取り組みます。

また、基幹相談支援センター等機能強化

事業として、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職員を配置し、困難事例へ対応しています。今後も障害者の自立した日常生活及び社会生活の営みを支援するため、相談支援体制の維持に努めるとともに、より質の高い相談支援が提供できるよう、奈良市地域自立支援協議会を中心に委託相談支援事業所以外の相談支援事業所とも連携強化に取り組みます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	委託か所数 (か所)	9	9	10
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

4 成年後見制度利用支援事業

事業名：成年後見制度利用支援事業

事業内容	障害者の権利擁護のために、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。
対象者	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人

▶ 今後の計画とその確保のための方策

障害者の高齢化もあり、利用者の増加を見込んでいます。今後も支援を必要とする障害者が事業を利用できるよう、制

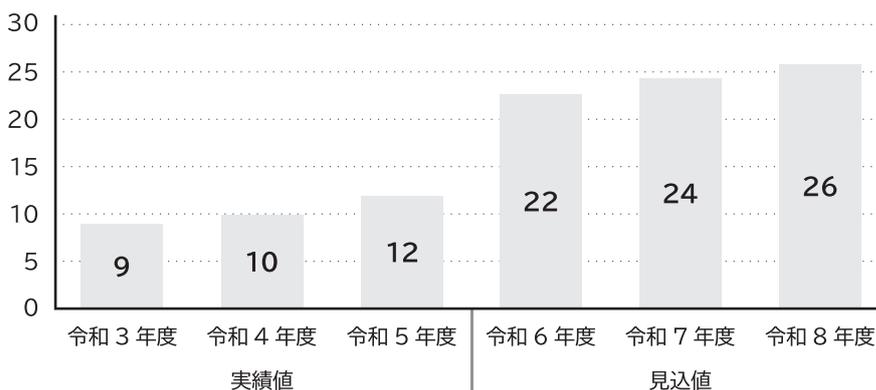
度の周知や奈良市権利擁護センターとの連携を図り支援を実施していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	助成件数 (件 / 年)	22	24	26

成年後見制度利用支援事業

件 / 年：助成件数

(件 / 年)



※令和5年度の実績値は見込み

5 成年後見制度法人後見支援事業

事業名：成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るものです。
------	--

▶ 今後の計画とその確保のための方策

地域生活支援事業ではなく厚生労働省の他の事業として、平成30年に設置した奈良市権利擁護センターにおいて、法

人後見団体・県社会福祉協議会と協働し支援の担い手として法人後見支援員等(市民後見人)を養成しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

6 意思疎通支援事業

事業名：意思疎通支援事業

事業内容	手話通訳者の設置や、手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。
対象者	聴覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

① 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に係るニーズの増加や聴覚障害者の社会参加の進展により、多様なニーズが考えられます。そのニーズに対応できるよう、登録手話通訳者の増員に努め今後も派遣体制を維持します。

② 手話通訳者設置

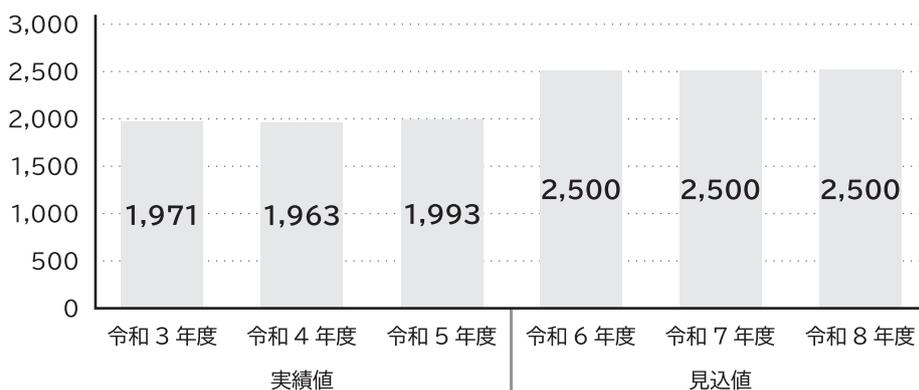
市役所等で聴覚障害者の窓口相談、各種手続や同行訪問や手話に関する事業などを行っています。令和5年度に1名増員となりましたが、今後も支援を必要とする障害者のために設置を継続していきます。

事業内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	延支援件数(件/年)	2,500	2,500	2,500
要約筆記者派遣	延派遣数(件/年)	39	39	39
手話通訳者設置	設置者数(人)	4	4	4

手話通訳者派遣

件/年：延支援件数

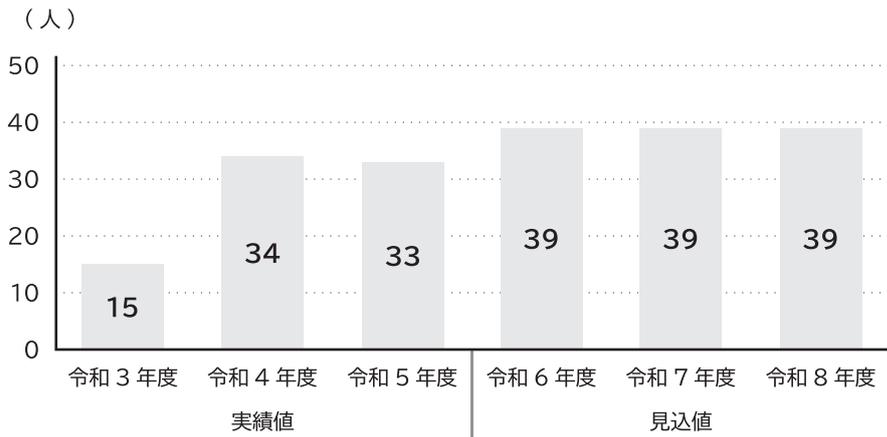
(件/年)



※令和5年度の実績値は見込み

要約筆記者派遣

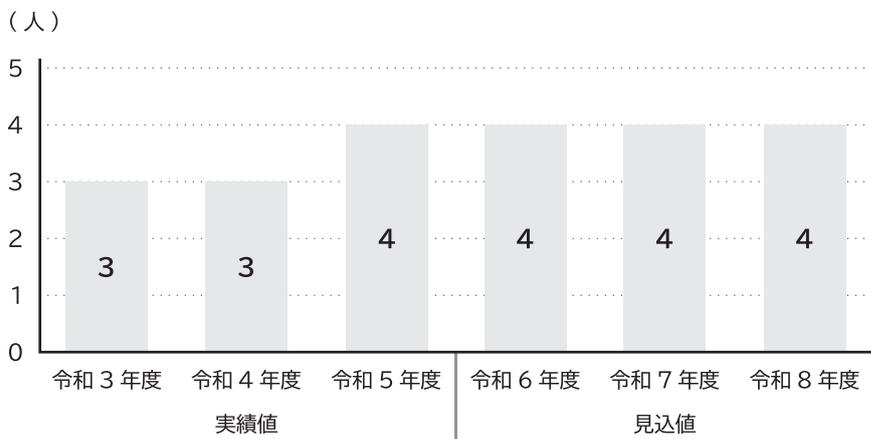
件 / 年：延派遣数



※令和5年度の実績値は見込み

手話通訳者設置

人：設置者数



※令和5年度の実績値は見込み

7 日常生活用具給付事業

事業名：日常生活用具給付事業

事業内容	在宅の障害者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。
対象者	当該用具を必要とする人で、用具の種類ごとに定める障害や等級及び身体状況に該当する障害者や難病患者等

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

申請に対して確実、適正な給付を行えるよう、長期の給付実績の推移をもとに、見込値を設定しました。在宅の障害者の日常生活上の困難を改善し、社会参加を

促進するため、障害の種別や程度等に応じてニーズを適切に把握し給付に努めます。

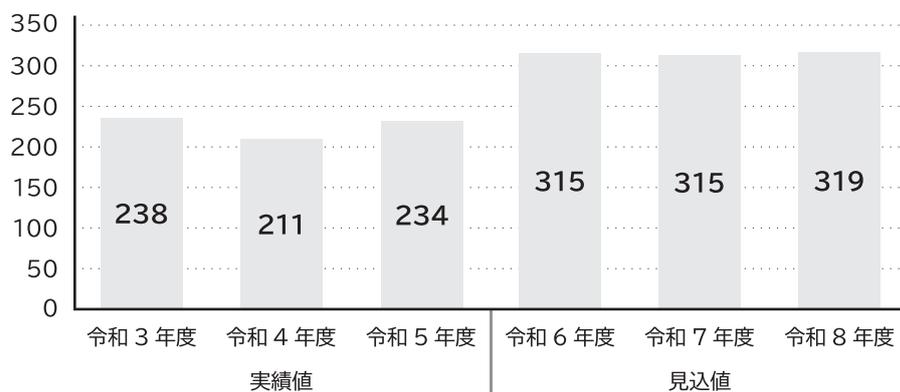
事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	延給付件数 (件/年)	35	35	36
自立生活支援用具	延給付件数 (件/年)	75	75	76
在宅療養等支援用具	延給付件数 (件/年)	90	90	91
情報・意思疎通支援用具	延給付件数 (件/年)	105	105	106
住宅改修費	延給付件数 (件/年)	10	10	10
計		315	315	319
排泄管理支援用具※	延給付件数 (件/年)	8,663	8,697	8,731
合計		8,978	9,012	9,050

※ 継続的に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具及び紙おむつ等）の件数は、1か月分を1件としています。

日常生活用具給付事業（一般）

件/年：延給付件数

(件/年)

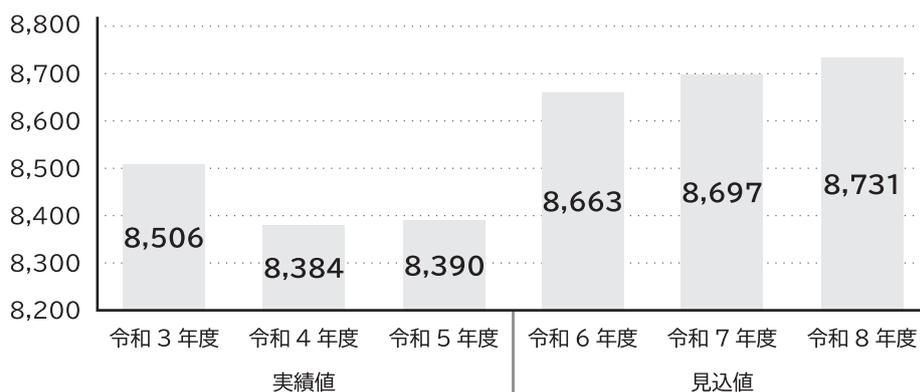


※令和5年度の実績値は見込み

日常生活用具給付事業（排泄管理用具）

件/年：延給付件数

(件/年)



※令和5年度の実績値は見込み

8 手話奉仕員養成研修事業

事業名：手話奉仕員養成研修事業

事業内容	聴覚障害者等の交流促進などのため、厚生労働省カリキュラムに基づいた手話奉仕員養成講座を行い、手話通訳者を養成します。
対象者	市内に在住、在勤、在学する人

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、定員 40 人の手話奉仕員養成入門講座と定員 20 人の手話奉

仕員養成基礎講座を行い、障害者等の日常生活及び社会生活を支援します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	入門講座修了者数 (人/年)	40	40	40
	基礎講座修了者数 (人/年)	20	20	20

9 移動支援事業

事業名：移動支援事業

事業内容	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
対象者	市が定める条件に該当する障害者等

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

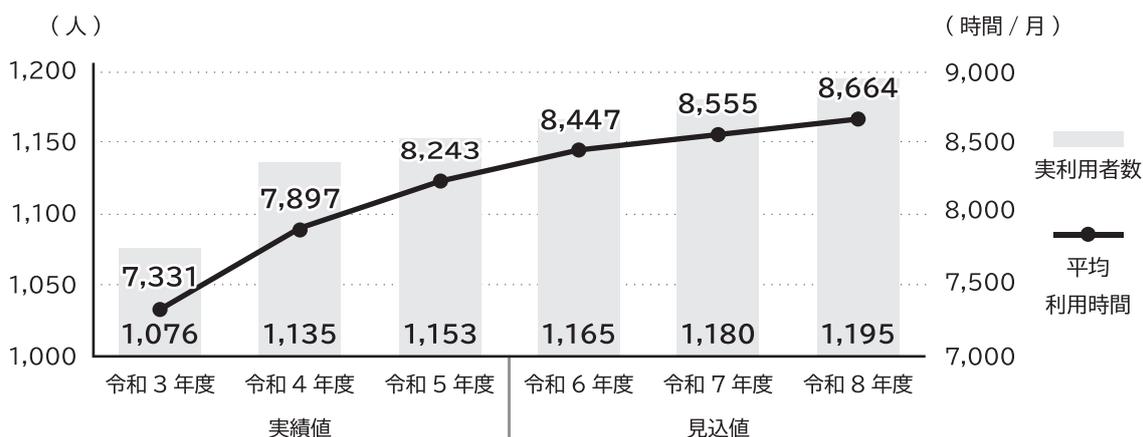
移動支援事業については、利用時間数の増加傾向が続いており、多くの人に利用してもらいつつも、継続的かつ安定的な事業運営に取り組むために利用者及び

家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決定していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数(人)	1,165	1,180	1,195
	平均利用時間(時間/月)	8,447	8,555	8,664

移動支援事業

人：月あたりの実利用者数 時間 / 月：平均利用時間



※令和5年度の実績値は見込み

10 地域活動支援センター事業

事業名：地域活動支援センター事業

事業内容

障害者の創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供します。

▶ 今後の見込値とその確保のための方策

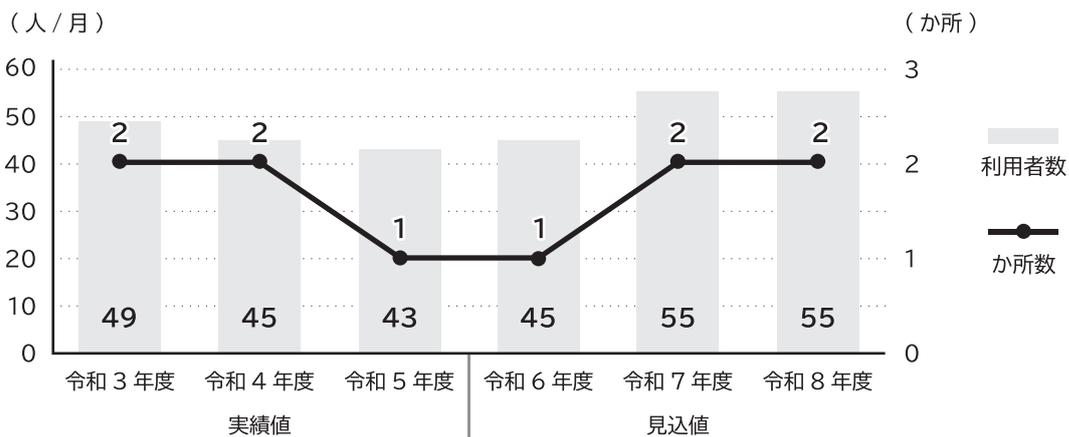
利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き安定的な運営と活動の場の確保に努め、新たな利用者を受

け入れてもらうために、現利用者に対し日中活動系の障害福祉サービスへの移行等についての情報の提供に努めていきます。また、令和5年度は1か所減となったことから、新たなセンターの設置に向け、委託先の開拓に努めていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	平均利用者数 (人 / 月)	45	55	55
	か所数 (か所)	1	2	2

地域活動支援センター事業

人/月：平均利用者数 か所：か所数



※令和5年度の実績値は見込み

第3節 その他の事業

任意事業として、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」など各種の日常生活支援事業や、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」「文化芸術活動振興事業」「点字・声の広報等発行事業」「奉仕員養成研修事業」など各種の社会参加事業や「自動車改造費助成事業」を実施しています。

また、平成29年度より、地域生活支援促

進事業として位置づけられた「障害者虐待防止対策支援事業」、令和2年度から「移動支援（大学修学支援型）」、令和4年度から「重度障害者等就労支援特別事業」を実施しています。これらについては、利用状況をみながら、利用者ニーズをくみ取り手法等を工夫する中で事業が広く行き渡るよう実施していきます。

《 資料編 》

奈良市障害者計画等策定委員会名簿

氏名	所属	備考
山下 憲昭	大谷大学 名誉教授	委員長
安井 清悟	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会 会長	副委員長
稲葉 美和	奈良市社会福祉協議会 事務局次長	
小野 加代子	作遊所かかしの家 施設長	
艸香 和子	奈良市民生児童委員協議会連合会 会長	
作間 泉	奈良市自治連合会 会長	
式部 和也	自主活動団体ひまわり	
高橋 幸博	東大寺福祉療育病院 病院長	
浜中 智子	ならやま会児童発達支援センターくれよん 施設長	
平井 万里子	日本ダウン症協会奈良北支部バンビーナの会 代表 (奈良市知的障害者相談員)	
藤田 由美	奈良県立奈良西養護学校 教頭	
森 龍哉	奈良公共職業安定所 所長	

奈良市障害者計画等策定委員会規則

平成 31 年3月 31 日規則第 13 号

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第5条の規定により、奈良市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第3項に規定する市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第7期奈良市障害福祉計画・第3期奈良市障害児福祉計画策定経緯

年月日	検討会議等 / 協議事項
令和5年7月21日	第1回奈良市障害者計画等策定委員会 1 委員長及び副委員長の選出について 2 会議録署名人の選任について 3 奈良市障害福祉計画等の策定について (ア) 策定業務・スケジュール等について (イ) 奈良市における障害者の現状について (ウ) アンケート調査について
令和5年8月7日	「事業所アンケート」実施（～令和5年8月28日） 「奈良市の障害者福祉に関する市民アンケート」実施（～令和5年9月8日）
令和5年11月8日	第2回奈良市障害者計画等策定委員会 「第7期奈良市障害福祉計画」「第3期奈良市障害児福祉計画」素案について
令和5年12月1日	「第7期奈良市障害福祉計画」「第3期奈良市障害児福祉計画」素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施（～令和6年1月4日）
令和6年1月26日	第3回奈良市障害者計画等策定委員会 「第7期奈良市障害福祉計画」「第3期奈良市障害児福祉計画」原案について

パブリックコメントの実施結果

令和5年12月1日から令和6年1月4日までの間「第7期奈良市障害福祉計画」「第3期奈良市障害児福祉計画」素案に対する意見募集を実施しました。寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方を次のとおり示します。

▶意見の提出状況

意見の提出件数 3者 11件

素案ページと範囲：P2 /計画策定の趣旨

意見の要旨 第1章第1の2文目を読みやすくしてほしい。

市の考え方 修正しました。

素案ページと範囲：P11 /アンケート調査

意見の要旨 本人の意見、希望と家族の思いは、明確に整理、集約しているのか。

市の考え方 問1～33は、ご本人に回答頂くことを想定しています。ただしそれが難しい場合には、家族や介護者が本人の意向を尊重して記入するようお願いしております。また、問34～37は、介護者に対する質問です。したがって、本人と介護者の思いは、別に集計していることとなります。

素案ページと範囲：P12 /アンケート調査

意見の要旨 問「地域で生活するための支援について」で「経済的な負担の軽減」、問「奈良市に力を入れてほしい取組について」で「年金など経済的援助の強化」の回答割合が最も高いことから、当事者の最大のニーズは、経済的なハンディキャップの解消である。第4章第2節の8項目目に、「新高額障害福祉サービス等給付費」の周知徹底を追加してほしい。

市の考え方 第4章では、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標を設定することとしているため、現状の通りとします。経済的な負担の軽減については、本市の障害者施策の基本理念を示した「第4次障害者福祉基本計画」の中で各種医療費助成や諸手当の支給について記載しております。「新高額障害福祉サービス等給付費」については、介護福祉サービスと障害福祉サービスとのギャップを埋める制度であり、対象者に対して勧奨通知を行っています。

素案ページと範囲：P14 / アンケート調査

意見の要旨	<p>問「就労のための支援について」で「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の回答割合が最も高い。地域生活への移行については地域の企業等の理解が非常に重要である。</p> <p>第4章第2節4・職場定着率の目標に法人向けセミナー一年1回以上を追加してほしい。</p> <p>.....</p>
市の考え方	<p>障害者の職場定着率をあげるには、企業側の障害者理解に加えて市民の障害者理解も重要であると考えます。</p> <p>具体的な方策又は目標として、第5章第3節3に企業啓発やマッチング事業、第7章第2節に理解促進研修・啓発事業の実施を掲げております。</p>

素案ページと範囲：P39 / 福祉施設の入居者の地域生活への移行

意見の要旨	<p>第6期の24人の目標は達成できているため、地域生活移行者の目標値を7%の24人にするべき。</p> <p>.....</p>
市の考え方	<p>市民アンケートの結果をみると、一律に地域生活への移行を進めるのではなく、障害者本人の望む暮らしを支えていく必要があると考えるため、国の指標通りとしていましたが、現行計画で達成見込であることも考慮し、次期計画においても7%の24人を維持するよう修正致します。</p>

素案ページと範囲：P41 / 地域生活支援の充実

意見の要旨	<p>第6期の計画で目標に掲げつつ、地域生活支援拠点等が整備できなかったことを鑑みて、検討回数の目標値を2回/年にすべきではないか。</p> <p>.....</p>
市の考え方	<p>地域生活支援拠点等の整備については、奈良市地域自立支援協議会と連携し、回数を定めず不断に協議しております。</p> <p>ご指摘の目標値は、地域生活支援拠点等の整備完了後に運用を確認する回数のことです。齟齬の無いように本文を修正致します。</p>

素案ページと範囲：P44 / 相談支援体制の充実・強化等

意見の要旨	<p>相談支援事業の質的向上は言われて久しいですが、本計画に明記されているように課題が単に障害福祉に関するだけでなく、医療、生活など複雑化しており、また一つの家族を見たときに障害者本人だけでなく、親の疾病、シングルマザーとその子、引きこもりの兄弟の存在、貧困問題など本人、家族全体の潜在的な困難が存在し、個々バラバラの「支援」がかかりながらも不十分な現実がある。その点では地域における障害分野だけでなく、高齢、子ども、貧困、など総合的な支援体制の構築が必要と考える。</p> <p>栃木県芳賀郡市貝町がつくった「総合相談支援センター」なども参考に障害、高齢、地域福祉など個々別々の計画から統一する考え方のもとで構想として考えられてはどうか。</p> <p>.....</p>
市の考え方	<p>ご意見のとおり、相談内容は障害分野に限らず様々な課題が複雑に絡み合うことがあります。頂いたご意見も参考にし、重層的な相談支援体制を充実できるよう努めて参ります。</p>

素案ページと範囲：P45 / 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

意見の要旨	<p>研修への参加を目標にするのであれば、例えば年2回以上の参加等に変えるべき。</p> <p>.....</p>
市の考え方	<p>国や県の研修の回数が年間で定まっておらず、目標回数を設定することは困難です。職員を積極的に研修に参加させるよう努めて参ります。</p>

素案ページと範囲：P53 / 就労選択支援事業

意見の要旨 今後国でさらに具体化される本事業について市として慎重に議論をされて具体化されたい。

市の考え方 新しいサービスですので、内容を確認し適切に提供できるよう努めて参ります。

素案ページと範囲：P64 / 保育所等訪問支援事業

意見の要旨 保育所等訪問支援が「著しく増加している」と記載されているが、どのような職種の方が訪問しているのか。看護師か。

市の考え方 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、保育所等の訪問をする者（訪問支援員）は、「障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者」と規定されています。

素案ページと範囲：P67 / 医療的ケア児

意見の要旨 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターだが、配置人数が1人となっている。令和5年度は配置があったか。
また、園や学校で実際に医療的ケア児を看護する看護師の増員はどうなっているのか。

市の考え方 医療的ケア児のコーディネーターについては令和5年度の配置の見込みはございません。
医療的ケア児等を看護する看護師の配置については、年度ごとに園や学校で必要となる人数を任用しておりますので、年度ごとに増減があると伺っております。



第7期奈良市障害福祉計画
第3期奈良市障害児福祉計画

発行：奈良市福祉部障がい福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL:0742-34-4593 FAX：0742-34-5080